

平成27年3月12日

(9時59分開会)

◎川井委員長 ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

### 《文化生活部》

◎川井委員長 それでは、文化生活部について行います。

最初に、議案について文化生活部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎岡崎文化生活部長 それでは、2月議会への提出議案につきまして御説明をさせていただきます。

文化生活部からは、予算議案といたしまして平成27年度一般会計予算、平成26年度の一般会計の補正予算の2件と条例その他議案2件を提出させていただいております。

まず、平成27年度当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料の②の番号がつけました当初予算議案説明書の205ページをお開きいただきたいと思っております。

文化生活部の予算の総括表です。

平成27年度の当部の一般会計の当初予算額ですが、この表、左から3列目の下の端の合計欄にございますように約166億2,300万円で、平成26年度の当初予算と比べまして約26億5,200万円、率にしまして約13.8%の減となっております。主な要因といたしましては、今建設中のございます新資料館、高知県立高知城歴史博物館の建築工事に伴います増額がございますものの、永国寺のキャンパスの整備におきまして、主要な建物となる教育研究棟と地域連携棟の建築工事などが本年度で完了することによるものです。

それでは続きまして、お手元にお配りをしております文化生活部という青い見出しがつけました議案参考資料をごらんいただきたいと思っております。

表紙をめくっていただきますと、平成27年度の当部の施策体系と主な事業の資料がございます。A4の横書きの資料でございます。この資料に沿いまして主な事業を説明させていただきます。

まず、左側一番上の県民の文化的な感性を育む社会づくりでは、芸術文化の振興といたしまして、高知城歴史博物館の平成28年度中のオープンに向けまして建築工事を進めますとともに、坂本龍馬記念館の平成30年度のオープンに向けまして実施設計を行うなど、文化施設の整備に引き続き取り組んでまいります。また、産学官民連携の推進では、高知県産学官民連携センターを来月4月に永国寺キャンパス内に開設をしまして、産学官民連携を推進し、県内外の英知を導入しながら新たな事業展開を図っていかうとされる皆様方を

サポートしまして、県勢の浮揚につなげてまいりたいと考えています。

次の国際交流の総合的な推進では、国際友好交流の推進としまして、来年度はフィリピン・ベンゲット州との友好交流40周年を記念した訪問団を派遣しますとともに、アルゼンチン高知県人会が創立45周年を迎えますことから、記念式典への参加を通じまして、移住地とのきずなを深めてまいります。

次のまんが文化の推進・コンテンツ産業の振興では、まず「まんが王国・土佐」のブランド化の推進におきまして、先月開催しました全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐を初めといたします漫画を切り口としたイベントを首都圏や高知で開催いたしまして、まんが王国・土佐や高知県の魅力を全国に発信することで、多くの方に高知に足を運んでいただき、高知ファンになっていただくよう取り組んでまいります。また、コンテンツ産業の育成につきましては、引き続きソーシャルゲームに加えまして、アニメ、キャラクター、アプリなど多様な分野での事業化支援を強化するため、個別アドバイザーによります事業化プランの策定から販路開拓までの一貫した支援を行いますとともに、コンテンツ産業の人材育成とビジネスの機会の創出支援を3つの柱として行ってまいります。

続いて、右側の一番上でございます。男女がともに支え、安全で安心して暮らせる社会づくりですが、男女共同参画の推進として、女性の活躍の場のさらなる拡大に取り組んでまいります。まず、女性の就労をきめ細かく支援する相談窓口、高知家の女性しごと応援室におきまして、新たに職業紹介の取り組みをスタートさせ、県内企業とのマッチング機能を強化してまいります。また、女性の登用促進に関する意識啓発の取り組みにつきましても、県内企業の経営者などに加えまして、新たに中間管理職の方々を対象としまして、女性が働きやすい職場づくりについての研修を実施するなど、より一層の効果的な働きかけに取り組んでまいります。

次の私学の振興・大学への支援では、まず私立学校の振興として、本県の学校教育の中で重要な役割を果たしています私立学校に対して、学校への運営費補助や保護者の教育費負担の軽減を目的とした支援を引き続き行ってまいります。また、公立大学法人への支援としては、来年度公立大学法人高知工科大学を吸収合併して一つの法人となります高知県公立大学法人に対して、運営に必要な交付金を交付することなど、その支援に努めてまいります。なお、永国寺キャンパスの整備につきましては、この3月末に教育研究棟及び地域連携棟が竣工しますので、引き続き来年度は図書館と体育館の建築工事に着手してまいります。

次の人権尊重の社会づくりでは、人権啓発の推進として、人権施策基本方針に基づきまして人権が尊重される社会を実現するために、さまざまな人権課題に対する県民一人一人の正しい理解と認識が深まりますよう啓発や研修に取り組みますとともに、人権のまちづくりの推進として隣保館の運営などを支援してまいります。

最後の情報化の推進では、行政情報化の推進としまして情報システムの機器を集約し、ハードウェア経費の削減を図るために構築をしました庁内クラウドサーバーへのシステム移行作業を計画的に進めてまいります。また、情報通信格差の是正としまして、携帯電話のサービスエリアの拡大やテレビ放送の共聴施設の整備に対する支援を継続しますとともに、集落活動センターなど地域の拠点施設における情報通信基盤の整備や避難所のラジオ通信環境の整備に取り組んでまいります。

続きまして、26年度補正予算案につきまして簡単に御説明をさせていただきます。

④の番号がつけました補正予算議案説明書の92ページをお開きいただきたいと思えます。

補正予算の総括表でございます。

部内全課で補正予算をお願いしておりまして、合計で約3億9,000万円の減額となっております。

主な要因としましては、国の補正予算を活用した産学官民連携センターの運営や隣保館の施設整備に係る増額があります一方で、新資料館建設工事等の入札残や私立学校の生徒数が見込みよりも少なかったことに伴います私立学校運営費補助金の減額、また私立高等学校就学支援金交付金におきまして対象者が見込みを下回ったことによる減額などです。

続きまして、⑤の番号がつけました条例その他議案をお開きいただきたいと思えます。

表紙をおめくりいただきましたら、目録ですが、このうち文化生活部は上から2番目の第40号議案と、次のページの最初にあります第86号議案の2件が該当しております。

まず、40号議案につきましては、平成27年度、来年度に設置をいたします高知県産学官民連携センターにつきまして、当部の新たな出先機関としての設置目的、事業内容等、必要な事項を定めるものです。

次に、86号議案につきましては、高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学の来月1日の法人統合に伴い、高知県公立大学法人の所管する大学に高知工科大学が加わりますことから、高知工科大学の入学料、授業料などの料金の上限額を追加するものです。

続きまして、報告事項が1件ございます。

お手元にお届けしております文化生活部の資料、報告事項の赤のインデックス、まんが・コンテンツ課をお開きください。

全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐について今回御報告をさせていただくものです。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、当部が所管いたします審議会の審議経過等につきまして、12月議会以降の状況を御報告します。

同じ資料の赤のインデックス、審議会等をお開きいただきたいと思えます。

2のうち男女共同参画会議と3の高知県私立学校審議会につきまして、それぞれ1回開催しております。主な審議項目、決定事項などを資料に記載していますので、御確認いただきますようお願いをいたします。

なお、委員の名簿を資料の後ろにつけていますので、御参照いただければと存じます。私からは以上でございます。

◎川井委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈文化推進課〉

◎川井委員長 初めに、文化推進課の説明を求めます。

◎高橋文化推進課長 文化推進課からは、平成27年度当初予算議案、平成26年度補正予算議案及び高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例議案について御説明をいたします。

まず、資料No.②当初予算議案説明書の206ページお開きください。

まず、主な歳入を御説明いたします。

上から4つ目の9国庫支出金の約1億6,700万円は、右の説明欄に記載してありますとおり、国の社会資本整備に係る交付金を新資料館の建築工事に活用するためのものです。

207ページに移っていただきまして、上から4つ目、15県債は、それぞれ後ほど歳出で御説明します新資料館、文学館、坂本龍馬記念館の整備等を行うための起債です。

次に、208ページをお開きください。

歳出でございます。説明欄の項目に沿いまして主な内容を御説明させていただきます。

まず、1の人件費は、部長、副部長及び派遣職員を含めた計27名の職員給与です。

次の2文化推進費ですが、こちらは次のページをごらんください。209ページです。

1つ目の芸術祭開催事務委託料は、県民の皆様が芸術文化に触れる機会を拡大することなどを目指して開催しています高知県芸術祭の事務を高知県文化財団に委託する経費です。次の広報誌制作等委託料は、高知県の文化を広く県内外に発信するため、文化広報誌「とさぶし」を引き続き発行するための経費です。次の地域創造負担金は、県内の市町村や文化団体の自主事業に対する支援などを行っております財団法人地域創造に対する負担金です。1つ飛ばしまして、事務費につきましては、課の運営のほか、部内の調整、高知県の文化の振興に特に功績のあった方を顕彰いたします高知県文化賞の授与に要する経費などがございます。

次に、3山内家資料保存事業費です。山内家宝物資料館管理運営費補助金は、県が所有しております約6万7,000点の山内家資料を管理委託しています土佐山内家宝物資料館の活動に要する経費を助成するものです。27年度は、新資料館であります高知県立高知城歴史博物館のオープンに向けまして、展示品の修復などに要する経費が増額となっております。事務費につきましては、約6万7,000点の山内家資料に係る動産保険料などです。

次に、4文化施設管理運営費です。美術館管理運営委託料から、下の県民文化ホール管理運営委託料までですが、5つの県立文化施設の指定管理に係る代行料です。一番下の著作権管理委託料は、県に寄贈されています石元泰博氏の写真作品や、その著作権につきまして、利用許諾に関する事務処理の一部を高知県文化財団に委託して実施するものです。

210ページをお開きください。

一番上の事務費ですが、これは県民文化ホールのつり物の修繕などの県立文化施設の維持修繕に係る経費や、老朽化に伴う県民文化ホールの舞台用の設備の購入などに係る経費です。

次の5文化施設改修事業費です。1つ目の文化施設等調査等委託料は、歴史民俗資料館等のつり天井につきまして、建築基準法改正に伴う適合調査等を実施するものです。3つ目の文学館改修設計等委託料と5つ目の文学館改修工事請負費は、経年劣化いたしました空調制御機器の更新に係る経費です。

戻っていただきまして、2つ目の坂本龍馬記念館改修工事管理委託料と、1つ飛ばして4つ目の坂本龍馬記念館改修工事請負費は、屋根等の防水改修に係る経費です。

次に、6の坂本龍馬記念館整備事業費です。1つ目の設計等委託料は、建築と展示に係る基本設計や地質調査などを委託するものです。2つ目の仮設工事請負費は、工事期間中の仮設駐車場を整備する経費です。

次に、7新資料館整備事業費です。まず、建築工事監理等委託料は、新資料館の建築工事の監理業務、周辺道路施設整備の設計等に係る経費です。下の展示ケース製作等委託料は、資料館の展示室に設置する展示ケースや展示備品の製作などに係る経費です。

次に、211ページをお開きいただきたいと思います。

建築等工事請負費は、新資料館の建築工事や周辺道路施設の整備に係る経費です。2つ目の給水装置新設分担金は、新資料館の給水装置を新設するに当たり、高知市に支払う分担金です。次の事務費は、建築工事の監督、開館準備や指定管理者の指定に係る経費となっています。

ここで新資料館とずっと呼ばせていただきまして、ちょっと議案のほうがこれまでの関係で新資料館になっておりますけれども、高知城歴史博物館です。

次に、212ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為です。

1つ目の広報誌制作等委託料は、先ほど御説明いたしました「とさぶし」の発行を3年契約で行うものです。

次の坂本龍馬記念館整備事業費は建築及び展示の実施設計を、最後の新資料館整備事業費は収蔵棚等の製作をそれぞれ28年度にかけて行うものです。

以上が文化推進課の平成27年度当初予算案の概要です。

恐れ入ります。211ページにお戻りいただきまして、課の総額は41億9,731万4,000円で、前年度当初と比較しますと、新資料館の工事関係経費の伸びなどにより、約54%の増となっています。

続きまして、平成26年度の補正予算案につきまして御説明をします。

資料番号④補正予算議案説明書の93ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入です。

9 国庫支出金の約1億470万円は、内訳は右の説明欄に記載していますが、上段は先ほど当初予算で御説明した国の交付金を新資料館工事に活用するためのものです。下段の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金は、国が地方創生を推進するために補正予算で計上しました交付金で、産学官民連携センターの運営に係る経費に充当するものです。

中ほどの15県債は、工事費の入札に伴う減額や、先ほどの国の交付金の活用により起債が減少したものです。

次に、94ページをお開きください。

歳出です。

まず、1の新資料館整備事業費です。建築工事監理委託料、展示ケース製作等委託料、建築工事請負費は、入札等による不用額を減額するものです。

次に、2の産学官連携推進事業費です。これは県が永国寺キャンパスの整備に合わせ、現在の南舎であります地域連携棟に県の出先機関として高知県産学官民連携センターを設置することとしておりまして、その運営に係る経費です。主なものを説明させていただきます。まず、2つ目のホームページ運用保守委託料は、産学官民連携センターで実施します講座等を周知するためのホームページの運用保守を委託するものです。次の高知県・大学等連携協議会（仮称）ですが、負担金と、事業構想検証事業費補助金（地方創生）は、別途資料を用いてセンターの全体概要とあわせて御説明をさせていただきます。

お手元の議案参考資料の赤いインデックス、文化推進課の1ページをごらんいただきたいと思います。

資料の左下のセンターの平面図にありますとおり、永国寺キャンパスの地域連携棟1階に事務室、交流スペース、会議室などを設置します。産学官民連携センターには、知の拠点、交流の拠点、人材育成の拠点という3つの拠点機能を持たせることとしています。

資料上段の左端にごございます知の拠点機能では、企業や地域などのニーズにしっかりと対応し、大学などと連携した事業化につなげるワンストップ窓口を設置するとともに、事業化に向けた支援プログラムを実施してまいります。

中央の交流の拠点機能につきましては、県内のみならず県外からもより多くの人材や知恵を呼び込みながら、さまざまな連続講座やワークショップを開催するなど、産学官民の交流の機会を積極的に設けることで、さまざまな課題解決やビジネスチャンスにつなげて

まいりたいと考えています。

交流事業の具体的な取り組みにつきましては、2ページをごらんいただきたいと思ます。

この表の一番上にございます、左側を書いております大学等シーズ紹介につきましては、毎週水曜日に高知県立大学、高知工科大学、高知大学、高知工業専門学校、高知学園短期大学の県内5つの高等教育機関が持ち回りで開催をして、大学等の教員のシーズや研究内容をテーマに参加者との意見交換や連携、アイデアを出したりすることなどによりまして、大学同士とか企業と大学等との連携を具体的に促進していこうとするものです。

次の経営者トークにつきましては、県内の経営者が講師となり、企業の強みやニーズの紹介、創業へのノウハウなどを紹介していただくこととしております。

資料中段にございます色のちょっと濃くなっております連続講座ですが、県外の金融機関やシンクタンク等が行う講座やワークショップ等の手法を導入したテーマ別の連続講座を実施して、ビジネスチャンス等につなげていこうとするものです。

再び資料の1ページにお戻りいただきたいと思ます。

上段の3つ目の人材育成の拠点機能でございますが、現在産業振興推進部で実施しております土佐まるごとビジネスアカデミー、通称土佐MBAなどの産業人材育成事業をセンターに移管して実施してまいりますとともに、大学等が実施する社会人教育等の情報発信を一元的に行い、産業人材の育成につなげてまいります。

予算にあります高知県大学等連携協議会（仮称）負担金ですが、この3つの拠点機能のうち、特に知と交流の拠点機能をより効果的に実施していくためには、県と大学等がともに事業を進めていく必要があると考えており、県と大学等で任意団体、高知県大学等連携協議会、仮称でございますが、協議会を設置することとし、この協議会で行うさまざまな連続講座やワークショップ等の開催、大学シーズ集の作成などの事業に要する負担金を計上しているものです。

資料の中段左側に事業化支援と書いているところにございます、事業化に踏み出すためのステップを支援という枠にございますが、その中の事業構想検証プログラムの実施の2つ目の事業構想検証事業費補助金は、センターにおける交流や学びの機会で生まれたさまざまなアイデアに対して、事業化に踏み出すためのステップを支援していく補助金です。

また、事業構想検証プログラムでは、補助金だけではなく、事業構想の目ききや助言も行い、新たな事業展開へつながる支援を行ってまいります。

先ほどの④の補正予算議案説明書の95ページに再び戻っていただきたいと思ます。

2つ目の事務費は、臨時職員1名の雇用経費やコーディネーターの謝金、職員の旅費など、センター運営を支える経費です。

4月に開設します産官学民連携センターが今後3つの拠点機能を十分に発揮し、産学官

民連携のプラットフォームとして県内外から多くの英知を取り込みながら、産学官民連携によるイノベーションの創出を誘発することで、産業振興や地域振興につながるよう取り組んでまいります。

次の96ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

産学官連携推進事業費は、歳入のところで御説明したとおり、国が地方創生を推進するために計上した補正予算を活用するため、全額繰り越しとなるものです。

以上が平成26年度補正予算案の内容です。

続きまして、条例その他議案の説明をさせていただきます。

資料No.⑤の条例その他議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例議案です。これは補正予算で御説明したとおり、平成27年度から当課所管の出先機関として高知県産学官民連携センターを設置しますことから、設置の目的や事業内容等必要な事項を定めるものです。

以上で文化推進課の説明を終わります。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎西内（健）委員 産学官民連携センターですが、その効果等を見ていると、どちらかというと産業振興推進部が受け持ったほうがいいような感じがしてですね。その辺、どちらかというと経済により過ぎていて、何か文化って薫りが全然しないんですが、その辺は庁内で議論されたことはあるのですか。

◎高橋文化推進課長 庁内でもいろいろ議論しておりまして、確かに今の説明でかなり産業振興の強いようなところもあったかもわかりませんが、もともと当部は大学を所管しているということもございまして、今回大学の改革ということで、永国寺キャンパスの整備とあわせて、法人の統合、それに加えて県立大学の文化学部と、それと工科大学の経済マネジメント学部が永国寺キャンパスで一つになって活動する、それを県の産業振興とか地域振興に生かしていきたいということで、文化生活部がこのセンターをもって、県庁全体のプラットフォームとして機能させていきたいということがございます。

そういった中で、例えば産業振興の関係でも、文化生活部が産業振興に取り組むというのは、それはちょっと所管が違うということもございまして、大学側と一緒に産学官民連携関連の部局とともに、このセンターで産業振興にかかわるような取り組みをしていきたいと思います。ほかの部分で言いますと、例えば大学が今いろいろと地域にも入っていただいておりますけれども、そういったものも発信して行って、地域から、うちの地域でもそういった活動をしたいというお声もいただきたいということで、そういう情報発信もしていこうということでございます。そんな形で、このセンターでは特に今回は交流事業のようなものを積極的にやって、いろんな方がここに集っていただいて、その中で産業振興を



一緒にやるという方が見つかったり、それからいろいろ地域の課題解決する取り組みが始まったりとか、そういう人が集ってくる場所という意味で文化生活部が所管をしたほうがいいんじゃないかということで、文化生活部の所管でセンターを運営していこうということになったものです。

**◎西内（健）委員** 時代の流れで大学改革とか必要で、大学のよさもなくなってくるころがあって、そこは文化をどう考えていくか、大学の中での文化推進を念頭に置きながらやっていただきたいというのはあるのですが、国の方針もあって、予算の関係もあって、こういう形で受け皿をつくったのは何となくわかります。ただ、そこで文化推進課として、文化生活部が何をできるのか、大学の本当の目的というか、よさを考慮できるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

話は全然ずれますが、年明けに山内神社が火災に遭いましたけど、資料館への影響等はどうかたのでしょうか。

**◎高橋文化推進課長** 1月31日に山内神社の本殿と社務所をあわせた建物が半焼でしたけれども、隣に宝物資料館がございましたけれども、特に影響はありませんでした。そういう類焼もございませんし、消火のときに何か水がかかってということもなく、そこは大丈夫でした。

**◎中根委員** 龍馬資料館についてです。この間もずっと議会も含めまして、やっぱり資料室は要るねということで、龍馬資料館の資料室、提言もあって意見もあって、私たちが、それはとても大事やと思ってきました。この間の議論の中で、地元の皆さんの合意は大丈夫ですかとか、それから長宗我部のもともとの居城であったあの地域についての認識はどうですかとかという質問がほかの議員からもありましたけれど。よくよく最近聞いてみたら、歴史学会の皆さんから、あそこに新たなものを建てるのはいかがなものかという意見が上がってきていますよね。こういう流れについて課長はどんなに思われていますか。

**◎高橋文化推進課長** 先ほどお話がありましたとおり、坂本龍馬記念館はもともと博物館機能がなくて、いろいろと資料が集まってきて、それと本物の資料が見たいという声もある中で、委員会からも御提言をいただいて、博物館機能を加える必要があるということで検討を進めてまいりました。現在の資料館が浦戸城跡に建っているものですから、博物館機能を加えるということであれば、どうしてもその隣に建てないといけないという現実がございますので今現在隣で整備することを考えておまして、それで進めておりますけれども、あその場所は、教育委員会が所管で文化財の観点からどうかという話があって、私どもも教育委員会から、あその建設予定地には過去に行われた開発などによって遺構とか残っている可能性は極めて少ないということで、工事のときに立会調査をしますという話を言われています。立会調査は確実にやっていくということで、その工事に入る

前に上のアスファルトなんかを剥いだときに、立会をして遺構がないかを確認していくということでございますので、全く、例えば考古学的な観点を無視して整備を進めるとかということではありませんで、きちんと文化財保護の観点から立会調査をして、そういった必要がないのかどうか確認しながらやっていただくということです。

もう一つ、龍馬記念館では、今基本構想にも出しておりますけれども、浦戸城、それから長宗我部、特に浦戸城に建っておりますので、浦戸城を紹介するコーナーとか、そこにあわせて長宗我部のことも紹介するようなコーナーも設けていくことで、浦戸城がその当時こういったものであって、今ここに浦戸城としてあるんだということも御紹介するコーナーを設けることも考えております。

**◎中根委員** それがとても大事だと思うのですが、そもそものところで、私たちもこの間ずっとこの資料室を新たにつくることを賛成してきたんですけど、よくよく考えてみたら、浦戸城の跡地に全く別の龍馬記念館が建っていると。やっぱり本物の歴史を掘り起こして観光につなげようとか後世に伝えようと思ったときに、随分これまでないがしろにしてきたという思いがとてもします。ですから、地域の方たちからもっと大事にしてもらいたいということがずっと上がってきた経過というのは、ちゃんと見とかんといかんかったかなという反省があります。

それで、先日も高知県に移住をして16年になる方にお会いして、そしたら、全くそういうことを言ったわけではないのに、高知はもっと文化を大事にせないけませんねと。いろんな観光地に行っても、一度行ったらもういいわと、もう一回、二回行きたいと思うところがなかなか少ないですと言われたんです。いや、そういう意見を聞いていると、遺構は遺構で一体どうなるかと、立会ではなくてきちんとした調査そのものをするという視点を文化財課も、それから県の行政課も全体が持って、いろんな意味で建物を建てていく、新たなものをつくっていく、そういう視点がとても大事やなと思うんですよね。

それで見ていると、例えば国指定に浦戸城跡のあたりをしたいという意見がやっぱりありますよね。そうすると、これ以上あそこに上物を建てたらいかんという意見もあるんですが、そのあたりは担当課としてどんなにお考えですか。

**◎高橋文化推進課長** 国指定、史跡指定の話は文化財関係のところは所管になりますので、私どもの所管ではございませんけれども、今高知市でも桂浜公園の整備基本構想をまとめておりまして、そういった中でも、あそこの浦戸城はもともと高知市が所有している土地ですので、桂浜公園の全体の整備構想の中に浦戸城も含まれています、エリアとして。その中でいろいろと御検討されているとお聞きしておりまして、今回は坂本龍馬記念館の建築というのは、あくまでもその開発するところに遺構があるかどうかという確認は立会でやっていきますということであって、浦戸城全体を検証するとか、例えば史跡指定にするとかというのは、ちょっと今回の坂本龍馬記念館の整備とは少し観点が違う

部分ではないのかなと思っております。ただ、先ほど申しましたように、坂本龍馬記念館にも浦戸城を紹介するコーナーは設けていきたいと考えております。

◎中根委員 それは承知なんです。だけれど、そういう担当課が分かれていたりいろいろするけれども、高知のルーツを探る、そういう史跡を見る、そこに上物を建てる、そういう部分で見たら、高知市の担当であっても県がそこに物を建てていくわけですよ。そんなときに、全体の構想と照らし合わせて一体どうなのか、もっと深まった議論の中でのいろんなものがつくられていかないと、立会するからいいですという話にはならなくてですね。だから、全体の構想の中で、いや、あそこを国指定にしていきたい、そうしていきましようよという一つは流れがあると。だけれど、そこに上物をさらに建てたらこの条件は厳しくなりますという意見を聞いたことがあるんですが、そういう意見に対して、担当となっている今の課はどんなにお考えですか。

◎高橋文化推進課長 文化財の指定のことは判断はできませんけれども、坂本龍馬記念館は県の文化の発信でもそうですし、観光振興でも重要なところであって、高知市でも桂浜の振興という意味で非常に重要な施設と考えていただいていると思いますけれども。そういうところに、特に県外からもたくさん来ていただく方に、本物の龍馬の手紙などをたくさん見ていただける、外からも借りてきて龍馬のいろんな企画展ができるようなものにしていって魅力を高めていくのは、非常に文化財振興、観光振興の面でも必要ではないかなと、重要なことではないのかと考えておまして、今の坂本龍馬記念館があそこにあるということで、新たに機能を加えるという観点からいけば、もうそこに整備するしかないと考えて、今整備をしているところでございます。

◎中根委員 今はそうってしまったのですね。だけれど、そもそも言えば、あそこは長宗我部の居城やったわけよね。それが、予算委員会で米田委員も質問したんですけれど、昔の古地図の中にも、世界地図の中にも浦戸という名称があって、やっぱり高知の門戸であった。そういう地域が、長宗我部ではなくて、坂本龍馬に全部変わっていつている。だから、そのことに対する歴史家や研究者や地域のそういういろんな思いのある方たちのいろんなふつふつとなっている意見が、今になってというか、私たちは気づくのが遅いけれど、上がってきていると。そういう視点を県の文化財その他、全体で文化を所轄している担当課としては、この部分は別の課ですではなくて、県全体の施策の中に広げる努力がもうちょっと要ったがやないかなと。

そういう意味では、国史跡にという意見について、いや、もうここにこれ以上上物を建てたらいかん、そうになったら、ますますその門戸が閉ざされるとか、遠のきますという意見についてどうなのかというお答えをいただきましたがです。今、坂本龍馬記念館があそこにあって、たくさんの方が来て、太平洋を臨みながら龍馬を思っていて、それは今現在とてもいい形で進んでいますよね。それ全体を否定するものではないけれど、そもそ

もの長宗我部の遺構そのものがどんどん崩される方向になっていくということについて、本当にそのままでもいいのかなど。ちょっと立ちどまって、せめてきちんとした調査ぐらいはすべきじゃないかと。歴史観や土地のこれまでの歴史的な中身を高知市とも共有して、もっと本物の観光に結びつけることを考えていかんかったがやないかと。これから先もちよっと考える方向を探っていかないかんがやないかなど。そのときに、この資料室をつくることはもうみんなの総意なんだけれど、そのまま30年に向かってということだけで急いでいいのかしらと、もっと丁寧にやらんといかんという思いがあるんです。

**◎岡崎文化生活部長** お話はよくわかりますけれど、文化をどうするかということと文化財をどうやっていくかというのは、所管はどうという話はしたくないんですけれど、史跡指定にするとか活用は教育委員会のテリトリーで、ここで議論する話ではないんです。その上に立って、私たちが全体的な文化をどう考えるかその視点はあると思います。もし史跡指定の話をするのでしたら、あそこに大昔にヘルスセンターが建って、プールができて、その上で今の龍馬記念館をつくったと、その時代に議論すべきことであったということはあると思います。ただ、それを言っても今は無理ですから、これからどうあるべきかと。史跡指定ということでしたら、所管である高知市が議論していますので、その中でやっていただくと。その中でできたものと私たちは、ある坂本龍馬記念館との融合した文化はどうあるべきかということは考えますけれど、遺跡をどう活用し、どう保存していくかは、まさしく教育委員会の所管になって、これは制度でございまして、その手続の上ののって私たちは今整備をしていると御理解いただくしかないです。

ただ、長宗我部の遺構についての取り扱いを丁寧にするという御意見は承りましたので、私たちのできる範囲が、この新たな整備の暁には、どこかで検証できる皆様の思いを受けたものをどこかでできるように、そういった整備を進めていくことはやりたいと考えています。

**◎中根委員** 本当に難しいなと思って今回この予算案も見えています。だから、地域の方たちは、もうこれで大体本当にオーケーなのか、そこの話し合いは大丈夫ですか。

**◎高橋文化推進課長** 私も浦戸城の保存を求める方、会長の方なんかともお話をさせていただいております、何度も。せんだっての御質問に出ておりましたように、結局先ほどの説明のとおり、坂本龍馬記念館は既にあって、機能を足さざるを得ないというお話をさせていただいておりますので、新しい館を建てることそのものには反対ではないというお話はいただいております。ただ、浦戸城としてもっと検証してもらえないかということでございまして、それは先ほど部長からも御説明させていただいたとおり、高知市とか県の教育委員会が文化財の保護としてどう考えるかということにはなりますけれども、地域のお声も聞いた中で基本構想をまとめていくところで、特に浦戸城という重要なお城のところに館があるので、浦戸城コーナーを設けて、ここに浦戸城がありますとか、長宗我部が

こうでしたということを紹介させていただくもので、歴史民俗資料館に長宗我部の立派なコーナーがありますので、そちらにも例えばいぎなうような展示とか紹介をさせていただくことで、そういう地域の方とのいろいろな意見交換も含めて、浦戸城コーナーを設けていこうという基本構想の取りまとめになってきたということです。

◎**中根委員** そういう意味で、本当に担当課としては一生懸命やっていて、私たち議会もその必要性はずっと言ってきて、私自身も資料室はつくらないかんという思いは同じなんです。ただ、こういう城跡、歴史にかかわるものを建てていくときに、やっぱり本物であるかないかのあたりがとても観光客や歴史家や、そういう何度も何度もリピーターとしてそこに来てもらう人たちの心に、琴線に触れる部分というのは、産業振興計画の中でもとても大きな部分だと、高知県そのものを外に出していく上でも大きなものだと思いますので、そうした点では立会だけじゃなくて、ちゃんとした調査をどこかで、高知市と言われればそうかもしれんけど、県としてもそういう発案を高知市に向かってもやっていってもらいたかった、これからもそういう視点をしっかり持っていってもらいたいという思いがしています。

◎**岡本委員** 関連して。今、だんだんのお話を聞きましたけれども、立会でやっていくということで、今回基本設計ですよね。基本設計と債務負担行為で実施設計が入ってくるということですが。今から立会をしながら、地元の意見を聞きながら、考古学会の意見を聞きながらという、いろんなプロセスを踏んでいくと思うんですけれども、その場合に、問題があればこの設計も変わってくるという判断でよろしいでしょうか。

◎**高橋文化推進課長** 今回の立会の調査は、あくまでも建設に係る部分に遺構があるかどうかを確認するという、これは文化財保護法で必要な確認をするということであって、全くそういう遺跡とか遺構があることを無視して開発しようということではないことが1つと、それから浦戸城の調査を丁寧にやってくださいという地元の方の声は、今回開発しようという場所ではなくて、お城全体をきちんと調べてほしいという御要望ですので、今回の立会調査もあくまでも文化財保護法に基づいた確認をしていくということであって、それを無視した開発手続ではないことは御理解をいただきたいということがございます。それで、当然その中で何か発掘調査が必要なものが確認されれば、教育委員会から指示がありますので、それに必要な対応をしていくということでございます。

◎**桑名委員** そのとおりだと思います。私も地元と高橋委員も一緒にお話もさせてもらったことがあるんですけども、全てが地元の皆さんが龍馬記念館を否定して、建てたらいかんという話でもなくて、そしてまた国の史跡にしろという話でもなくて、やはり要は、大事なことは、あそこは長宗我部のもとのところであって、その周辺も含めて、この浦戸、長浜あたりをどうやって長宗我部というものを浮き出させていくかというもっと広い話であって、そこで遺跡、遺構、国の指定どうこうという、もう一つ大きな話の中でし

ていかないと、誤ってしまうんじゃないかと思います。だから、地域全体が、ここが浦戸城の居城だったから、長宗我部があったら、国指定でやれという声の人たちもそれは当然いますし、それも大事にしくなくちゃいけないですけども、そういったことの中で、長宗我部をもっと地域として検証する。だから、これから龍馬記念館の中にそのコーナーを設けて、そこから長浜とか浦戸あたりに、どこへ行ったら長宗我部の歴史がたどれるかというのを充実させたら、私は住民の皆さん方も一定満足してくれると思うし、そういった方々の声も私は聞いていますので。

◎岡本委員　そういう意見も聞きながら慎重に進めてほしいという思いで質問させてもらいましたので、ぜひそういう方向でやってください。

◎坂本（孝）副委員長　産学官連携センターの関係でお聞きしたいと思いますが、これは事業化に踏み出すステップを支援するということです。その事業構想の目ききとか助言というのは誰がやるのか。先生だけがやるのかどうか、それで大丈夫かどうかという点をまずお聞きしたいです。

◎高橋文化推進課長　産学官民連携センターは、県の出先ですので県職員もおりますけれども、県内の5つの大学などからそういう人に常駐してもらいます。その方が県からコーディネーターを委嘱してやっていただく部分と、それからそれぞれの専門家の方、外部からアドバイザーの形で、その分野ごとにお問い合わせをして、そういった方に判断をしていただく予定です。

◎坂本（孝）副委員長　なるほど。この事業構想の補助というのもついていますけれども、これは地方創生の上から見ても非常に期待のできるセンターです。ここでしっかり高知県の発展もとの議論を進めていただきたいと思うわけですけども、この事業構想を検証する期間ですよ、この期間がどれぐらいかかるのか。それから、その構想が決まったものについて、事後どのような取り組みをしていくのか、それについてお聞きします。

◎高橋文化推進課長　検証する期間はそれぞれで、ちょっと今どれぐらいというのははっきりとは申し上げられませんが、この事業構想は、交流事業とか学びの事業をセンターでやります。その中で、いろいろ人が集まってきて、こういうことができるんじゃないのかとか、これはひょっとしたらかなりニーズがあるんじゃないのかというアイデアが出てまいります。そういったものが、従来ですとそのままアイデアで終わってしまったりのをより具体化していく、そのために少し外国の商環境を調べてみたりとか、市場規模がどの程度あるのかみたいなことで、必要であればそういう経費を補助しようということにして、そういった事業構想をきちんと検証して行って、かなり可能性があるというものになっていけば、次に本格的な産業振興の補助制度につないでいって、今まではその補助制度に乗るために事業を考えるとところまで行ったものはどんどん支援がされていたわけですけども、ちょっとおもしろいアイデアを持っている人が集まって、こういうのを

やってみたらどうかなのというようなことを、きちんと専門家からのアドバイスもいただきながらビジネスプランに練り上げていく、そういう支援をさせていただこうというのが事業構想の検証の制度でございます。

◎**中根委員** 全然別なんですけれど、つり天井の改修というのがよく出てきます。何か新しい図書館なんかでも随分設計の変更があったと聞いていますけれど、この文化施設調査費の中の歴民館のつり天井、これはどのような形になっているんですか。

◎**高橋文化推進課長** つり天井の調査は、歴民館などでございまして、歴民、それから美術館、文学館、県民文化ホールの4つの文化施設の調査をいたします。これは建築基準法が改正されて、今回は対象として、高さが6メートルを超えるものか、天井の大きさが200平方メートルを超えるつり天井を対象に調査をするということで、県の施設、統一的に調査することになっております。例えば歴民ですと常設展示室ですとかエントランスホール、それから長宗我部展示室がその要件に当たるということで、そこのつり天井の対策が必要かどうか確認する調査です。

ちなみに、高知城歴史博物館、新資料館については、収蔵庫が一定広さがありますけれども、常時人がいるところではないので対象とはなっていませんで、あと展示室はそもそもつり天井じゃないということで、特に設計変更等が必要ということではございません。

◎**中根委員** それはこれまでの設計の方法として随分、つり天井というのは結局、空気を循環させるための何かそういう設計方法だったんですか。

◎**高橋文化推進課長** いろいろな機能があると思われましても、例えばホールでありますと音響効果を高めるためとか、いろんな配管を上に通して、それを隠すといいますか、きれいにするためにつり天井で覆うということがありまして、それが東日本大震災などを受けまして、今までの建築基準法では結構落下したものがあったということで、考え方が変わって、現在の施設でも、先ほど申しましたような規模のものについては調査をして、対策が必要かどうかの検討をするということで今回調査費を計上させていただいているところです。

◎**川井委員長** 質疑を終わります。

#### 〈国際交流課〉

◎**川井委員長** 次に、国際交流課の説明を求めます。

◎**山本国際交流課長** 国際交流課の平成27年度の当初予算案について御説明させていただきます。

お手元の資料No.②議案説明書の213ページをお開きください。

当課では旅券の発給業務を所管しており、旅券の交付手数料として1,900万円を歳入として見込んでおります。この歳入は、後ほど歳出で御説明します渡航事務費の財源に充てております。

なお、平成26年1月から12月までのパスポート発行件数は9,481件と、前年の1万102件に比べ621件、6.1%減少しております。外務省によりますと、円安傾向の影響などにより全国的にも発行数が減少しているとのことですので、年間の発行件数を平成26年の発行件数と同等の9,500件程度と見込み、26年度予算と比較しまして約100万円の減少としております。

次に、214ページの歳出でございます。

国際交流課では、国際交流の総合的な推進を施策の柱としまして業務に取り組んでおります。

それでは、説明欄の項目に沿いましてその内容を順次御説明させていただきます。

1の人件費は、国際交流7名、派遣職員1名、合わせて8名分の職員給与です。

2の地域国際化推進事業費は、地域における県民参加の国際交流を推進するものです。その中の外国青年傷害保険等負担金は、国際交流課に配置しております3名の国際交流員の傷害保険や新規招致に係る旅費などの負担金です。次の自治体国際化協会等負担金は、国際交流員や外国語指導助手の募集あっせん、海外事務所の運営などを通じて、地域の国際化の推進を支援するために設立された地方自治体の共同組織であります一般財団法人自治体国際化協会への負担金や、国際交流員等の招致事業に係る負担金です。国際交流員と外国語指導助手の配置につきましては、市町村への配置を含めまして、27年度は101名を予定しております。次の高知県国際交流協会運営費補助金は、地域における県民参加の国際交流を推進するため、公益財団法人高知県国際交流協会の運営及び事業に要する経費に対して助成を行うものです。協会では、補助金を活用して、民間国際交流団体を育成するための活動への助成や在住外国人の方々を対象とした日本語講座の開設、高知県で生活するための情報の提供、日本人の語学ボランティアを対象とした通訳・翻訳講座の開催、国際ふれあい広場やジュニア国際大学などの県民参加のイベントの開催などを行います。次の事務費につきましては、国際交流課に配置します英語圏、中国、韓国の3名の国際交流員の人件費と活動費及び受け入れ準備や受け入れ後の全体研修等に要する経費、さらに外務省を初めとする関係省庁との連携を深め、本県における国際交流を推進するための経費となっております。

3の国際交流推進事業費は、中国・安徽省や韓国・全羅南道、フィリピン・ベンゲット州といった海外の自治体や中南米等の県人移住地とのさまざまな交流をさらに深めますとともに、庁内の関係各部署が進めております海外展開事業の支援を行うものです。その中の旅程調整等委託料は、8月に韓国・全羅南道の高校生を高知へ招聘し、まんが甲子園へのオープン参加やよさこい鳴子踊りの体験、地元の高中生や住民との触れ合いなどを通じて高知の魅力を体感していただく韓国青少年交流事業に係る経費のうち、宿泊先の手配等を旅行会社に委託する経費でございます。なお、日本までの移動に係る経費は全羅南道側



が負担することとなっています。次のパネル作製委託料は、高知県と姉妹都市提携を結んでいる地域との交流の歴史などを紹介するパネルを作製するための経費です。これらのパネルを活用し、国際交流イベントや周年事業に合わせた展示などを通じて、本県の友好交流活動の広報や認知度の向上を図ってまいります。次の事務費につきましては、27年度がフィリピン・ベンゲット州との姉妹県州提携の締結から40周年という節目の年を迎えますことから、これを記念した訪問団の派遣に係る事務費や、南米のアルゼンチン高知県人会創立45周年を記念した現地式典への参加に係る事務費、また中国・安徽省や韓国・全羅南道との交流に係る当課の事務費となっております。

次に、215ページをごらんください。

4の国際協力推進事業費は、本県と交流のある海外の自治体や中南米移住地からの研修生を受け入れ、その研修成果を母国の発展に生かしていただくことで地域に根差した国際協力活動を推進するとともに、県民との交流などを通じて相互理解の促進や国際意識の向上を図るものです。この中の海外技術協力推進事業委託料は、高知県人が多数移住しておりますブラジル、パラグアイ、アルゼンチンから4名、また交流提携自治体のフィリピン・ベンゲット州から1名を県内の試験研究機関や民間企業に受け入れるのに伴い、研修員の受け入れや在日後の生活面を含めたさまざまな支援を高知県国際交流協会に委託するものです。

5の渡航事務費は、旅券法に基づくパスポートの発給に要する経費です。その中の旅券発給業務委託料は、旅券発給に係る窓口業務を民間企業に業務委託するもので、債務負担行為の議決をいただいております平成26年4月から平成31年3月までの5年間について、とさでん交通株式会社に業務を委託することとしております。

以上が国際交流課の27年度の当初予算案ですが、総額は1億5,671万1,000円、対前年度当初比で約2.9%の463万1,000円の減となっております。減額の主な要因といたしましては、海外技術研修員の受け入れ事業につきまして、過去の実績をもとに実態に合わせて委託料の中の滞在費等を減額したことなどによるものです。

続きまして、平成26年度2月補正予算案につきまして御説明いたします。

資料番号④議案説明書（補正予算）の97ページをごらんください。

今回の補正予算は、他の団体からの助成金の受け入れに伴います歳入の増額や不用が見込まれますものの減額を行おうとするものです。

まず、歳入につきましては、諸収入としまして73万4,000円の増額を上げております。これは国際交流推進事業のうち、南カリフォルニア高知県人会創立105周年記念関連事業について、自治体国際化協会からの助成が決定したことから、この助成金を受け入れるものです。

次に、98ページをお開きください。

1の地域国際化推進事業費では、国際交流協会への補助金につきまして管理経費の削減に努めたことや、事業費において南海トラフ地震啓発パンフレットを作成した際の印刷料の執行残、その他機関誌発行に係る印刷料に不用が見込まれますことから、200万円を減額しようとするものです。

2の国際交流推進事業費では、まずパネル作製委託料につきまして、南カリフォルニア高知県人会の記念事業において、県人の移住の歴史やジョン・万次郎の功績等、高知県とアメリカのつながりを紹介するパネル展を開催するためにその作製費用を計上しておりましたが、展示用パネルの大部分を外部団体からお借りできたため、パネル製作費用に不用が生じたため、20万円を減額しようとするものです。次の事務費では、同じく南カリフォルニア高知県人会の記念事業において、知事を初めとする6名の渡航費用を計上しておりましたが、記念式典がなくなったことから、知事及び秘書の2名分の旅費に不用額が生じたため、100万円を減額しようとするものです。

3の国際協力推進事業費では、海外技術協力推進事業委託料につきまして、研修員の受け入れに当たって2名を宿泊棟がある県の機関で受け入れたことや職員住宅が借りられたことから、滞在費と受入機関交付金が不用となったこと。また、中南米の県人移住地から4名、友好交流国から1名の計5名を受け入れる経費を計上しておりましたが、26年度はアルゼンチン県人会からの推薦がなく、4名の受け入れになりましたことなどにより、450万円の減額をしようとするものです。

なお、補正額の合計は770万円の減額となりますが、さきに御説明いたしましたように、歳入の諸収入として新たに73万4,000円を受け入れましたことから、補正額の財源内訳としてはごらんのとおりとなっております。

以上で国際交流課の説明を終わります。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 国際交流で、アルゼンチン45周年ということですが、45周年以前は、また記念式典なんかあったんですか。

それで、どういう規模でやられるのか。今回、技術の研修生の推薦がなかったと補正で紹介があったところですが、アルゼンチンとの関係ですよ、どのようになっているのかをあわせてお聞かせいただけますか。

◎山本国際交流課長 アルゼンチンの県人会の記念事業の関係ですが、過去の記念事業は、20周年、30周年、35周年、40周年とそれぞれ記念事業を開催しております。20周年と30周年につきましては、その当時、出納長を団長に20名を切るぐらいの規模でしたが、記念事業に出席しております。35周年、40周年については、部であったり課の対応で若干人数が減ってきているときもありますが、40周年については19名ほどの訪問団を編成して式典等に参加しております。あくまでもこの記念式典につきましては県人会のほうの主催事

業で、県のほうに招待状が来て参加をさせていただく形になります。

先ほど研修生の関係のお話もありましたが、今年度はアルゼンチンからは研修生の希望はありませんでしたけれど、現在各県人会に意向を確認しておりまして、来年度はアルゼンチンからも研修生を1名派遣したいという話をお聞きしております。

◎岡本委員 向こうの取り組みというのは結構盛大にやられるのですか。課長は行ったことないかもしれませんが。

◎山本国際交流課長 40周年記念事業につきましては、7月末に記念式典をやっておりまして、アトラクションとしてタンゴや、関係功労者に記念品の授与とかをやっております。そのときは知事は欠席しておりましたが、議長が参加をしております。

◎岡本委員 高知県人会と県の団体とが十分な交流が図られているという判断をしてよろしいですかね。

◎山本国際交流課長 今回も県人会のほうから、ぜひ記念式典をやりたいという話をいただいておりますので、それにお応えして訪問団を派遣したいと考えております。

◎田村委員 この海外技術協力というか、民間のさまざまな交流への支援ということですが、例えば障害の施設で音楽療法とか木工とか絵画とかで交流をすることがあるのですが、それは早く申し込んでおいてやらないといけないものか。それとも、規定どおりの申請をすれば、多少なりとも支援がいただけるものですか。

◎山本国際交流課長 研修員との交流というお話。

◎田村委員 職員というよりは、障害の人たちの交流。音楽の演奏の交流とか、それ以上に施設支援ですね、そういうものに生かすのに、例えば木工の技術を向こうで学ぶと、向こうからこちらで学ぶというような交流を民間で進めておるんですけども、そういうものなんかも支援がしてもらえるかどうかと思って。

◎山本国際交流課長 県内のいろんな国際交流関係の活動につきましては、国際交流協会のほうで申請をいただいて内容を検討してということにはなりますが、そういった補助金もあります。

◎田村委員 部門が障害の関係かなと思ったけれど、ここでやっぱり国際交流、委託したところへ申請すればいけるわけよね。

◎山本国際交流課長 そうですね。補助金の申請先は国際交流協会になりますが、その事業の内容によって、補助をさせていただくかどうかは検討させていただくことになりますけれど、また御相談をいただけたらと思います。

◎田村委員 さまざまな支援ということが載っておるので。

◎坂本（孝）副委員長 産業交流の支援というものがこの中にあるわけですけど、具体的な産業交流の支援、中身はどんなものになる。

◎山本国際交流課長 昨年度から国際交流課でも産業交流支援をしていこうということ

で取り組んでおります。来年度につきましては、まず人的なネットワークをつくって、海外の情報などを収集して産業関連部局に情報提供をしていきたいと思っています。具体的には、県内におられます留学生とか、元国際交流員とか外国語指導助手の方などとのかわりを強化して、そういった仕組みをつくって、海外展開していこうとする国の情報とかをとれるような形の仕組みを検討していきたいと思っています。

また、企業の海外展開支援につきましては、今年度も行いましたが、海外の県人会に御協力をいただいて、海外での物産展とかいったものへの支援とか、JICAの助成事業を活用した県内企業の海外展開の支援も引き続いて行っていきたいと思っています。

また、国際観光の部分でも、県内の商店街とかの標識とかサインの多言語化とかについても、国際交流員を中心として支援をしていきたいと思っています。

**◎坂本（孝）副委員長** この産業交流、今県でも外国との地産外商の関係で、県の事務所、シンガポール、上海にあるわけですけれど、上海はちょっと縮小して、これから台湾へ目を向けようという時期にもなってきております。そういうときに、この産業交流も含めて、台湾との交流を一層深めていく必要があると思うわけですが、その点どんなにお考えですか。

**◎山本国際交流課長** 台湾との交流につきましては、現在観光振興部が中心になって取り組んでおります。以前から中国については文化生活部が前に出てやっておりましたけれど、台湾については観光が前に出てということで、観光のほうからのいろんな情報提供をいただいて一緒にやりますけれど、そういう形を今とっております。

**◎坂本（孝）副委員長** 観光ももちろんやらんといけませんけれども、文化でも国際友好交流という視点から、アルゼンチン、ベンゲットと同じですけれど、そういう視点からの台湾交流も今後考えていく必要があると思います。そのための糸口といいますか、議会にも日台友好議員連盟があつて、そこでもかなりの情報もあり、ネットワークもつくれる可能性もありますので、そこら辺も今後また協議もしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**◎川井委員長** 他にございませんか。

(なし)

**◎川井委員長** 以上で質疑を終わります。

#### 〈まんが・コンテンツ課〉

**◎川井委員長** 次に、まんが・コンテンツ課の説明を求めます。

**◎栗山まんが・コンテンツ課長** まんが・コンテンツ課長の栗山でございます。

それでは、まんが・コンテンツ課の平成27年度当初予算の概要を御説明いたします。

お手元の資料②高知県議会定例会議案説明書（当初予算）の216ページをごらんください。

歳入の国庫支出金928万3,000円につきましては、文化庁の平成27年度文化芸術振興費補助金、文化芸術グローバル化推進事業に補助申請を行っているものです。

続きまして、歳出の217ページをごらんください。

まず、右説明欄の人件費は、まんが・コンテンツ課9名の職員給与です。

次のまんが王国・土佐推進費につきましては、説明資料を構えておりますので、文化生活部議案参考資料のまんが・コンテンツ課の赤のインデックスがついている1ページをごらんください。

27年におきましても、まんが王国・土佐のブランド化の確立とコンテンツ産業の振興を目的といたしました官民協働のまんが王国・土佐推進協議会の提言を踏まえまして、資料左にごございます3つの課題、全国のまんがファンを誘客、まんが王国・土佐の発信力の強化、まるごと支援による新たなコンテンツビジネスとクリエイターの活躍の場の創出に向けた取り組みを進めてまいります。

まず、漫画を切り口としたイベントの開催とイベント等を活用した情報発信力の強化につきまして、全国及び首都圏で漫画に親しむ方に向けては、4月25日、26日に首都圏で開催されますニコニコ超会議2015へのブース出展を行います。このニコニコ超会議は、2日間で12万人が来場する国内最大級のコンテンツイベントとなっております。大きな広報効果が見込めるこのイベントに、まんが王国友好通商条約を結んでいる鳥取県と、同じく漫画を地域活性化に生かしている岩手県の3県でブース出展をし、連携・協力することで少しでも多くの来場者にまんが王国・土佐の情報発信を行うものです。5月のゴールデンウィーク前でもありますので、まんが王国・土佐、高知県の魅力をPRすることで、旅行意欲の喚起に努めてまいりたいと考えております。

次に、10月には26年度に引き続き、漫画やアニメに関心の高い者が集まる東京・秋葉原で鳥取県と共催のまんが王国会議を開催します。26年度は秋葉原の町のイベントと連携しまして2日間開催し、1万2,000人を動員し、ニコニコ生放送でのイベント中継も行い、約4万3,000人以上の視聴を達成しております。2日間でのトークセッションやブース出展等を通じ、日ごろの漫画を通じた取り組みの成果や県の魅力をアピールできました。27年度はさらに効果的かつ効率的に開催し、多くの方に高知への関心を高めて、翌年3月に開催する全国漫画家大会議を中心としたまんが王国・土佐に足を運んでいただくようにしてまいります。

11月には、高知県への個人旅行者が最も多い台湾での旅行博覧会に観光振興部とともに参加を検討しておりまして、日本の漫画、アニメ、フィギュアの親和性を調査するとともに、海洋堂ホビー館四万十等の県内漫画関連施設や全国漫画家大会議などのPRを行うことで、観光素材の一つといたしまして高知県への観光誘客に努めていきたいと考えております。

明るる年3月5日、6日には、高知市文化プラザ・かるぽーとを中心に、全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐の開催を計画しております。全国漫画家大会議につきましては、報告事項のほうで詳しく御説明させていただきます。

あわせて、ネットユーザーに対しましては、26年度に引き続き、ツイッター、フェイスブックなどのSNSを積極的に活用し、まんが王国・土佐ポータルサイトへのアクセス数をふやしてまいります。

25年度に開設いたしましたこのまんが王国・土佐ポータルサイトにつきましては、SNSの活用、まんが甲子園の魅力を発信するための記事の掲載、トップ画面のリニューアル、オリジナル漫画の掲載といった改善を行い、25年度の1カ月平均訪問者数2,100人から、26年度は3倍を超える7,000人となり、まんが王国・土佐の情報発信に大きく寄与しております。27年度は1カ月の平均訪問者数1万人を目標に、まんが甲子園、まんが王国会議、全国漫画家大会議等のイベント時のタイムリーな情報発信を行っていき、多くの方に関心を持ってもらい、まんが王国・土佐の高知県に足を運んでいただきたいと考えております。

高校生や一般の方につきましては、まんが甲子園をより知っていただき、応募校の増加を図るため、まんが甲子園PRキャラバンとして当課の職員が応募の少ない県のマスコミや高校を直接訪問することとし、27年度の第24回大会には応募校数350校を目指します。

また、県内小中学生を対象に、漫画を教材といたしまして企画力、想像力を養う漫画教室も好評ですので、27年度も引き続き実施してまいります。

一番下のコンテンツ産業につきましては、後ほど別の資料に基づきまして説明させていただきます。

それでは、当初予算説明書の217ページにお戻りください。

右説明欄のまんが王国会議開催委託料は、10月に東京・秋葉原で鳥取県の共催のまんが王国会議の実施を委託するもので、鳥取県と経費を折半することとしており、当県分を計上しています。次のまんが王国・土佐推進協議会負担金につきましては、当協議会が主催いたしますまんが甲子園の開催経費及びまんが王国・土佐ポータルサイトの更新管理経費、来年3月5日、6日に開催する全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐の開催運営経費とあわせて計上しております。事務費につきましては、首都圏で開催される海洋堂のワンダーフェスティバルでのまんが王国・土佐のPRや台湾での旅行博覧会におけるPR及び調査に必要な経費などを計上しております。

続きまして、コンテンツ産業振興費につきましては、同じく説明資料を構えておりますので、文化生活部議案参考資料のまんが・コンテンツ課の赤のインデックスがついてある2ページをごらんください。

新たなコンテンツビジネスの事業化を支援するコンテンツビジネス起業研究会は、26年

度から携帯電話でプレーするソーシャルゲーム開発中心の取り組みを拡充し、アニメ、キャラクター、アプリなど多様な分野での事業化支援を強化するため、個別支援アドバイザー4名を配置するとともに、事業化プランの策定から開発、販路開拓、広報までを一貫して支援する取り組みをスタートしたことで、企業研究会の会員数の大幅な増、研究会での情報交換や個別相談の活性化、ゲーム以外の分野での具体的な事業プラン申請などにつながっておりますことから、この取り組みは27年度も引き続き実施してまいります。

その上で27年度は、県内でコンテンツ産業を集積するための課題となっているコンテンツ産業を担う人材の育成及びビジネス機会の創出支援を新たに取り組みの柱に据え、資料の下部に記載しておりますとおり、川上の人材育成、川中の事業化支援、さらに川下のビジネス機会の創出支援の3本柱によります支援策を包括的に展開してまいります。

まずは人材育成ですが、例えば県内で人気の高いスマホアプリの開発ができるプログラマー等の即戦力のエンジニアの雇用が県内では非常に困難な状況にあるなど、技術者の人材育成は急務な課題であることから、県内事業者の社員が外部からの研修を受ける際の旅費、滞在費などの経費の一部助成制度を創設し、事業者の人材育成に係る経費負担を軽減するほか、定期的に県内の専門学校等の教育機関と事業者との産学の情報交換会の開催により、企業ニーズに応じたカリキュラムの変更や企業から学校へ講師を派遣するなどの取り組みを新たに進めてまいります。

また、県内のものづくり事業者にとって売れる商品とするために重要な商品コンセプトや、それを表現するデザインの重要性に関する意識を啓発し、県内クリエイターの活用を促すため、土佐まるごとビジネスアカデミーのカリキュラムに位置づけまして、トップセミナーや基礎講座を新たに実施いたします。

次に、事業化支援につきましては、起業研究会に新たに四国銀行、高知銀行、日本政策金融公庫に御参画いただき、会員の事業化プランの磨き上げやベンチャー企業への投資・融資の促進、取引事業者とのマッチングなどへのお力添えをいただくことで、コンテンツビジネスの事業化支援の強化を図ります。さらに、起業研究会にワーキンググループを編成し、共同で事業化プランを作成するなど、会員同士の横の連携を強化する取り組みも行ってまいります。

続きまして、ビジネス機会の創出支援ですが、既にビジネスにつながるコンテンツ商品や技術がある場合でも、それを生かして会員が独自に営業し、ビジネスにつなげるのは容易なことではないため、県内金融機関の御協力をいただきながら、県内事業者や業界団体、行政機関などからコンテンツ関連の発注ニーズを日常的に吸い上げ、起業研究会の会員が提案する形式でのビジネスマッチングの実施や、首都圏で開催されます展示商談会の出展料の一部助成制度を創設することで、具体的な成果につなげていきたいと考えております。

また、全国に先駆けまして、ソーシャルゲーム産業の創出に取り組んできた本県に、一昨年の首都圏企業によるソーシャルゲームに使用するイラスト作成会社の設立に続きまして、現在東証一部上場のゲーム開発運用会社が本県の進出を検討してくださるなど、県外企業の誘致による雇用創出、若者定着につながる動きが出てまいりました。今後、さらなる県外コンテンツ関連企業や著名クリエイターを県内に誘致するための取り組みを商工労働部と連携しまして一層強めてまいります。

以上のような取り組みを行い、コンテンツ産業集積による雇用の創出と若者の定着を目指してまいります。

それでは、当初予算説明資料の217ページにお戻りください。

右説明欄のコンテンツ産業振興費のインターネットホームページ修正等委託料は、25年度から開催しております県内クリエイターの発掘とソーシャルゲーム周辺産業の育成を目的といたしました高知県ソーシャルゲームカードデザインコンテストを周知及びビジネスマッチングにつなげるためのホームページの更新管理等を行う経費で、その下の研究開発事業化支援事業費補助金は、先ほど御説明いたしましたまると支援の中で新たなビジネスプランの事業化を財政的に支援するもので、同じく研究開発人材育成研修事業費補助金と、218ページにあります研究開発見本市出展事業費補助金を計上しております。事務費は、土佐まるとアカデミーでのセミナーの講師、コンテンツ専門家の報償費などで、平成27年度当初予算総額は1億5,752万5,000円で、26年度に比べまして率で6%の減となっております。

続きまして、お手元の資料④高知県議会定例会議案説明書（補正予算）によりまして補正予算の概要を御説明いたします。

99ページをごらんください。

歳入の国庫支出金におきまして、交付決定額が減額されたことによりまして903万6,000円の減額補正となっております。

また、歳出では、100ページをごらんください。

不用が見込まれるものを減額した結果、1,620万1,000円の減額補正となっております。

コンテンツ産業振興費の研究開発事業化支援事業費補助金の減額は、補助金の交付対象となります事業化プランの認定件数が見込みを下回ったことによるものです。事務費につきましては、事業化プラン認定審査会の審査員のいる東京で開催するなど、節減に努めたことにより減額するものです。

まんが・コンテンツ課の平成27年度当初予算、平成26年度補正予算につきましては以上でございます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 ビジネスという点で県外の上場企業が協力してビジネスに可能性が出てき



たという報告があったところですが、若い人たちが高知県に残れるという点では大変重要なことであろうと思うんですが、当初予算の6%減との関係というのはあるんですか。

◎**栗山まんが・コンテンツ課長** 今年度につきましては、ソーシャルゲームに特化した補助金がありました。ただ、ソーシャルゲームにつきましては、時代のトレンドという部分がありまして、高知県で行っていく中で、ある程度ノウハウがたまりましたので、あとは民間の事業者の方にやっていただくということで、ソーシャルゲームも含めた通常のコンテンツの事業と同じ予算の補助金にし、これまでのソーシャルゲームに特化した補助金の1,000万円を来年度は計上していないということになっております。

◎**岡本委員** 余り難しいことはようわからんですが、実は、若い人たちがこの地域に残って働けるチャンスにつながっていくと思うので、そういう点に力を入れた予算を使ってほしいという思いですが。

◎**栗山まんが・コンテンツ課長** 県内の専門学校、それから大学の中で、コンテンツの企業に就職したいという学生が結構いらっしゃいます。その方々は今のところ、そういう企業が高知県にないということで、県外の企業に就職したり、インターンシップなども県外のほうで受けている現状がございますので、そういうコンテンツ産業の若者の雇用の場を創出することによって、若者の定着に努めたいと思っております。

◎**川井委員長** 他にございませんか。

(なし)

◎**川井委員長** 以上で質疑を終わります。

ここで暫時の間休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時41分～13時0分)

◎**川井委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 〈県民生活・男女共同参画課〉

◎**川井委員長** 次に、県民生活・男女共同参画課の説明を求めます。

◎**武田県民生活・男女共同参画課長** 県民生活・男女共同参画課の提出議案の平成27年度当初予算と平成26年度補正予算を説明させていただきます。

資料No.②の当初予算の議案説明書の221ページをごらんいただきたいと思います。

当課は、交通安全対策、消費者行政、安全・安心まちづくり、男女共同参画、NPO活動を担当しています。

右の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

まず、1の人件費でございます。県民生活・男女共同参画課、消費生活センター、女性

相談支援センター、こうち男女共同参画社会づくり財団への派遣職員、合わせて26名の職員の給与です。

次に、2の交通安全対策推進費です。県内におけます交通事故は、年々減少してきており、特に昨年の事故死者数は41名と、統計をとり始めて以来最少に抑えることができました。しかしながら、65歳以上の高齢者の方の死者数は25名と、全死亡事故の約6割を占めておりまして、高齢者の交通事故防止が大きな課題となっていますことから、これまで以上に関係機関や関係団体と連携した啓発など、交通安全対策に取り組んでまいります。

次の222ページをごらんください。

説明欄の2行目の高知県交通安全指導員協議会補助金と3行目の交通安全運動推進事業費補助金は、それぞれ交通安全活動を行いますボランティア団体であります高知県交通安全指導員協議会と高知県交通安全母の会連合会の活動に要する経費を助成するものでございます。

3の交通事故被害者救済対策費は、交通事故相談所におきまして事故相談に対応する非常勤職員2名の人件費などです。

次の4交通安全こどもセンター運営費は、比島の交通安全こどもセンターの管理運営に係る費用です。1つ目の管理運営等委託料は、このセンターの管理運営を指定管理者でありますNPO法人たびびとに委託するための経費などです。

次の5消費者行政推進事業費は、県民の皆様の消費生活の安定と向上を図るため、市町村や関係機関との連携による多重債務者対策や、関係法令に基づく事業者への指導及び消費者への情報提供や啓発を行うための経費でございます。

次の6消費生活センター費は、県立消費センターの運営に要する経費でございます。消費生活センターでは、非常勤の相談員を中心に、県民の皆様からのさまざまな相談に対応し、助言やあっせんを行うとともに、市町村の相談窓口への支援も行っています。

223ページをごらんください。

次に、市町村の消費生活相談窓口や県立消費生活センターの機能強化や消費者に対する啓発などを行うための経費といたしまして、これまでは国の交付金を活用した基金事業を実施してまいりましたが、平成27年度には国の制度が改正され、基金を積むのではなく、単年度の交付金が交付されることとなりました。このため、これまでの事業と内容の変更はございませんが、基金の残額を活用する事業と交付金を活用する2つの事業を行うこととなります。

7の消費者行政活性化基金事業は、基金の残額を活用する事業で、消費生活相談員研修実施委託料は、市町村の窓口対応力の向上のため研修を実施するものです。

8の消費者行政推進交付金事業費は、国の交付金を活用する事業で、3つ目の市町村等消費者行政推進事業費補助金は、市町村が取り組む窓口体制の強化や住民啓発などの事

業、また消費者団体等が自主的に行う普及啓発活動などに要する経費を助成するものです。

次の9安全安心まちづくり推進事業費は、高知県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づきまして取り組みを進めるための経費で、高知県安全・安心まちづくり推進会議を中心に、事業者団体や地域のボランティア、市町村などと連携・協力いたしまして、防犯意識を高めるための啓発活動や、防犯に関する情報の提供などに取り組んでまいります。

次の10の男女共同参画推進事業費は、男女共同参画の推進に関する取り組みを総合的に進めるために要する経費でございます。一番下の女性就労支援事業委託料及び次の224ページの女性登用等促進事業委託料につきましては、議案説明資料のほうで説明させていただきたいと思っております。

議案説明資料のうち、県民生活・男女共同参画課の赤いインデックスのあるページをお開きください。

まず、高知県の女性しごと応援室のバージョンアップから御説明させていただきます。

右上の金額2,095万9,000円の内訳といたしましては、高知県の女性しごと応援室の運営に係る委託料が2,004万2,000円、広告費用が91万7,000円となっています。

高知県の女性しごと応援室につきましては、働くことを希望する女性をきめ細かく支援する窓口といたしまして、昨年6月こうち男女共同参画センター・ソールに開設いたしました。開設から136日目となる先月末までの延べの相談件数は425件、キャリアコンサルティング等の上、ハローワークに誘導し、結果、就職まで結びついた件数が44件となっております。一定の成果があらわれ始めております。このため、来年度からは、これまでのハローワークへの誘導に加えまして、応援室独自に職業紹介をスタートし、就労相談窓口としてのマッチング機能をさらに強化したいと考えています。これに伴いまして、新たに求人開拓員を1名配置することとしており、計4名体制で、希望する女性の就労に向け、きめ細かく支援してまいります。

次に、女性登用等促進事業について御説明をさせていただきます。

次のページをごらんください。

本事業は、先ほど御説明しました就労支援の取り組みに加えまして、現在働いている女性が出産や育児で退職することなく、その能力を十分発揮できるよう取り組んでまいります。本年度は、県内企業の経営者を対象に、女性登用の意義を理解していただくためのセミナーを3回、女性社員の方を対象にキャリアの節目に応じた研修を11回開催しました。結果、民間におきまして女性の活躍を促進する動きが見られるなど、意識啓発として一定手応えが見られることから、今後は経済団体などとタイアップなど、参加者をより確保できる方法で実施するとともに、新たに働いている女性に身近に接しております中間管理層を対象としましたミドルセミナーを開催し、意識啓発を進めてまいります。

資料の②、議案説明書224ページにお戻りください。

11のうち男女共同参画センター管理運営費は、県と高知市が共同で設置しております  
こうち男女共同参画センター・ソーレの管理運営に要する経費です。1つ目の管理運営等  
委託料は、指定管理者となっています公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団に  
対する管理運営経費などです。その下の図書システム改修等委託料は、男女共同参画の視  
点で選んだ蔵書や雑誌、新聞など、幅広く情報を収集し提供していますソーレ内の図書情  
報使用室のシステムをOSのサポート期間満了に伴い、新たなシステムに改修するための  
経費です。次の業務システム更新等委託料は、ソーレの貸し館業務などで管理してござい  
ます業務システムにつきまして、OSのサポート期間満了に伴うサーバー更新に要する費  
用です。

次の12女性相談支援センター費は、女性からのさまざまな相談や一時保護、自立支援を  
一体的に行う女性相談支援センターの運営に要する経費です。2つ目の女性の自立支援促  
進事業委託料は、DV被害者などの早期の自立を促すため、入所者の生活への支援事業と  
一時保護所の調理業務、施設の宿直業務などを一括し、NPO法人に委託する経費です。

225ページをごらんください。

13DV被害者支援事業費は、DV被害者の早期発見と保護を行うとともに、暴力防止の  
ための啓発などを行うための経費でございます。DV防止法に基づき、配偶者暴力相談支  
援センターとして位置づけられております女性相談支援センターを中心に、警察や福祉保  
健所など関係機関を初め民間支援団体とともに連携しながら、さまざまな支援の組み  
組みを進めてまいります。上から3つ目の民間シェルター運営費補助金は、民間支援団体がD  
V被害者の安全を確保するために設置するシェルターの運営に対して助成するものです。

次に、14社会貢献活動推進事業費は、特定非営利活動促進法に基づき、NPO法人の認  
証・認定事務を行いますとともに、NPO活動の支援やNPOとのパートナーシップづく  
りを推進するための経費です。下から3つ目の高知県社会貢献活動拠点センター運営費補  
助金は、県が社会貢献活動の拠点センターとして位置づけております高知県ボランティア  
NPOセンターが行いますNPO活動の活性化のための研修や情報提供、ネットワークづ  
くりなどの取り組みに対して助成するものです。一番下の15消費者行政活性化基金積立金  
は、消費者行政活性化基金の残額に対する27年度の運用益を基金に積み立てるものです。

以上、平成27年度の県民生活・男女共同参画課の予算額は4億6,611万円で、前年予算  
額より907万7,000円の減となっています。その主な要因といたしましては、先ほど説明い  
たしました国の制度により、基金の新たな積み立ては行わないものなどによるものです。

続きまして、平成26年度補正予算の歳出について説明させていただきます。

資料No.④のほうの102ページをごらんいただきたいと思います。

科目の4県民生活・男女共同参画費では、全体で849万6,000円の減額補正をお願いして

おります。

右の説明欄のほうで御説明させていただきます。

1の消費者行政活性化基金事業費の減額は、市町村等で消費者行政活性化事業費補助金で市町村が事業を実施する予定額を当初予算で計上していましたが、市町村が実際事業を実施した際、啓発資料に係る経費など不用が見込まれることから、交付補助金額の変更があったことによるものです。

次の2の男女共同参画推進事業費の減額は、女性就労支援事業委託料につきましては、高知県の女性しごと応援室の開室が6月となったため、女性登用等促進事業委託料につきましては、働く女性を対象にした研修、高知県の女性活躍応援塾の講師謝金が見込み額を下回ったため、それぞれ減額するものです。

最後の3の社会貢献活動推進事業費の減額は、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金の補助先でございます社会福祉法人高知県社会福祉協議会の職員体制の変更に伴う人件費の不用です。

これで補正予算の説明は以上でございます。

県民生活・男女共同参画課の説明を終わります。

**◎川井委員長** 質疑を行います。

**◎中根委員** 男女共同参画にかかわることでちょっと教えてください。何か事業の中身が女性の仕事づくりのところに随分シフトをされているなという思いと、それから実際に女性の登用促進で各事業所などにも声をかけながら、相当頑張って講習などもやっているということなんですけれども、まず1つ、その仕事づくりの点で、せっかくのしごと応援室ですけれど、もうちょっと率を上げるためにというお話もありましたが、この数字を見たら425件の相談があって、マッチングが44件というのはちょっと少ないかなと。その原因はどんなところにあるんでしょうか。

**◎武田県民生活・男女共同参画課長** 425件中、マッチングが44件で就職に結びついたという率ですが、結構な率でいっているのではないかと私は理解をしています。

それから、なるべくきめ細かな支援をしまして、相談者からの評判もよいという報告は受けています。

**◎岡崎文化生活部長** これは必ず就職をしたい人を対象にしているということではなくて、まず、当面しないんだけど、するとしたらどういう仕事があるのかとか、それからどういうものが自分に向いているのかといったようなキャリアコンサルティングから始めますので、実際就職オンリーで来ている相談件数ではないわけです。そういった意味で44件というのは、課長は結構多いんじゃないかということで、非常に幅広い相談で来ていると御理解いただいたらと思います。

**◎中根委員** という意味では、母子の就業支援センターとかハローワークとかということ

ころと二重に来ている方はいないので、425件と考えたらいいわけですか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 二重に来ていないとは言い切れないのですが、ちょっとソールに来られる方と直接ハローワークに行かれる方とは若干違うのではないかと考えています。

◎中根委員 そんな中で、職業につかれた方の職種というか、どんなところにつかれたかわかりませんかでしょうか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 分野が特に限られているわけではなくて、さまざまな分野に就職をされていると伺っています。中でも福祉職が多いという報告を受けています。

◎中根委員 そういう方たちをフォローする体制で、もう一人来年度人員をふやすということですが、この方は、その職員になるのに何か資格が必要なんですか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 企業を回る求人開拓員では直接資格は必要ございません。今まではハローワークへ照会して、ハローワークのほうから企業と結びつけるということをしておりましたが、今後はこの応援室自体で企業から求人をとってきまして、直接相談者と企業を結びつけるということを来年度からやろうと考えています。

◎中根委員 そうではなくて、4人体制にする職員の求人ですが、新たに1人ふやされますよね。そういう方はどうやって募集していますか。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 一般には募集しておるのですが、直接、ハローワークなど就職の支援を今までやったことがある方をその室長に募集をすると聞いています。

◎中根委員 そうなると、相当その訪れた方の話も聞いて、この感想にあるように、丁寧な対応をされて、ある意味満足をしながら自分の仕事を探していく、そういう力になっていると評価しているんですね。

◎武田県民生活・男女共同参画課長 はい、そのとおり評価していると思います。

◎中根委員 ぜひ頑張っていただいて、本当にニーズというか、必要とされる職種がたくさんあって、そんな中で特にカウンセリング部門だとか福祉の部門では本当に人が足りないというところですから、ぜひいろんな点で頑張っていただきたいと思います。

それともう一つ、企業に対してですけれども、幹部職員の登用とかについての意識改革とかいうのはこの中でだんだんに進んでいるという御報告ですが、私なんかちらちら聞くのに、赤ちゃんが生まれるようになったらやめてくれと言わんがばかりの締めつけがあって、もうやめましたと。いろんな向きが世の中にはあるけれど、もうそんなことを会社とやり合ってもいられない。やり合いたくないと。だから、もうずっと身を引いたほうが楽ですからというお話があったりしまして。そうなると、企業を一旦離れて、それでもう一度復職をする、仕事を再開する女性がいる企業には補助金を出すという制度がありま

すよね、今。ああいうのを見ていると、そういう補助金のつくり方じゃなくて、赤ちゃんが生まれるようになりました、中小企業などではその休む方の後を補充する人件費がないので、その方がやめたら新しい人を入れるということってありますよね。そうなると、産休代替に対する補助金を会社に出すような制度のほうがもっと女性が働き続けられるような形になるんじゃないか、そんな話もありまして、もう一度仕事をし続ける、仕事を確保することも大事なんだけど、一番基礎のところ、登用だけじゃなくて、女性が働き続けることを応援できるような施策づくりがないか、そんな話も私たちしているんです。考え方としては、何がいかんとか何がいいとかじゃないけれど、中小企業など、その基礎のところ、一番大変に思っているようなことを企業の側から話を聞く機会とか、それからそこで出てきているケースとかで何か紹介していただけるようなことはありませんか。

**◎武田県民生活・男女共同参画課長** 議案説明資料の、先ほどの女性登用促進事業のほうの左側に26年度の取り組みがございまして、ここの実績というところでトップセミナー3回と書かさせていただいております。その下にアンケート結果ということで、実際そのトップセミナーをやった際にアンケートをとらせていただいております。その中の一つを御紹介させていただきますと、アンダーラインを引いておるんですけども、括弧の中に「もっともっとオーナー、経営者、幹部層にこのような教育機会が必要であると思う」ということで、もっと企業のほうの中間管理層といいますか、この場合、昨年はいくまで企業の経営者のトップだけを対象としましたので、やはりそこだけではなかなか周知しにくいということで、こちらのほうのアンケート結果では、もっと女性に身近なところで、例えば先ほど言いました制度をどうぞとってくださいと言えるような中間管理職、管理者層のところをもうちょっと啓発をしてはどうかということを受けまして、先ほど申しました27年度の取り組みということで、右のほうにございますミドルセミナーで、中間管理層と女性が働きやすい職場づくりを重視するというので、来年こういうふうに変えさせていただいたところです。

**◎中根委員** いろんな層での意識改革も要るし、それからその中で出てきた、何がネックになって一旦女性たちがやめているか、そういう部分での応援策というか、やめないで働き続けられて、それを企業も応援するし、その結果が企業のキャリアに結びついていって、いい職場の状況をつくっていく、力量をため込んでいける、そんな形になる応援施策を、ぜひこれからもつくっていただきたいと思うんですが。

そんな中で、さっき言ったような働き続けたいと思うけれど、まずは一旦退職せざるを得ない、育児休業をとれない中小企業って結構たくさんあると思うんですよね。その改善点も力点を置いていただきたいと思うんですけど、今の状況認識はいかがでしょうか。

**◎武田県民生活・男女共同参画課長** 先ほどの登用等促進事業は、働き続けるための支援事業です。それからもう一つの女性しごと応援室のほうは、柔軟な働き方といいます

か、一度やめられた方も再度復帰ができるように、寄り添いながら支援をしていこうという、こちらのしごと応援室で、続けるほうと、一遍やめられた方がまた再度就職ができやすい支援という形で現在取り組ませていただいているところです。

◎**中根委員** 中小企業の中で、育休をとる女性たちの比率というのは随分高くなっていると考えていいですか。

◎**武田県民生活・男女共同参画課長** その育休をとる数字というのは、今資料がございません。

◎**岡崎文化生活部長** 確かに委員おっしゃるとおり、具体的な支援策、本当に必要な求める支援策をやるべきだということはよくわかります。今、男女共同参画プランの来年改定に向けて動きを進めようとしています。一応基本的な考えというのは、意識を変えて場を広げて環境を整えると。私としてはそういう方向でやりますけれど、その中で、おっしゃったような具体的な中小企業に対する支援策が必要なのか、必要であればどういうことが一番求められるのか、また企業の御意見も聞いてまいりますので、その中で少し議論を進めていきたいと考えています。

◎**中根委員** そういう意味でマッチングができるようにぜひよろしくをお願いします。

◎**岡崎文化生活部長** その辺は商工労働部の範疇、またその所管の話をして申しわけないですけど、本部会議の中での役割分担もありますので、どこでどういうことができるのかもあわせて、検討していきたいというお答えにさせていただきたいと思います。

◎**西内（健）委員** 1点だけ、気になったんですが、しごと応援室ですけど、人材派遣会社がスタッフとして入っているんじゃないかと思うんですが、その辺、仕事の求職のあっせんとなると、変に勤めると利益誘導につながったりとか、その辺は公正にできるのかというところはどうなんでしょうか。

◎**岡崎文化生活部長** それは公正に、人材会社とここの応援室はもう別で区分して管理をしていることになっています。

◎**西内（健）委員** 多分人材派遣会社でキャリア相談とか、そういうところでやっているんだと思うんですけど、そこを明確にしとかないと、ちょっとおかしい仕組みになるんじゃないかと思いますので、注意していただきたいと思います。

◎**川井委員長** 交通安全について。

最近、県内、市内を通じて、各地において自転車の運転のマナーが大変悪いという意見があちこちから出ております。さらには、昨年の41人の死亡事故の中にも3名の高齢者の方が自転車で飲酒運転をして、自損事故で亡くなっております。このように大変自転車のマナーが悪い、あるいは事故で高額な損害賠償を請求された件もありますが、この点について県はどのような取り組みをされているのかが1点。

それと、県内の交通事故の件数は減ってはきておりますが、中山間地域において高齢者



の自損事故が大変多いんです。80歳、90歳代の高齢者が車を運転していて田んぼに落ちたとか、いろいろ衝突したとか。そのような人に対しては免許証の返納とかを勧めておるんですが、高齢者は田舎で生活していると、公共交通がないために車の運転をやめれば生活に困るわけですね。県として、そのような免許返納した人に対する対策とありますか、何か考えておられるのか、この2点をお聞きします。

**◎武田県民生活・男女共同参画課長** まず、自転車のマナーの関係で御説明させていただきます。

最近、自転車のマナーが悪いと言われていています。実際取り組みといたしましては、毎年5月を自転車マナーアップキャンペーンという月間で集中的に自転車のマナーアップについて取り組んでおるところでございます。実際、高校生とか啓発をさせていただくとか、そういう取り組みを現在やっているところです。

それから、高齢者の交通事故につきましては確かに6割を超えておりますし、先ほど委員長からありました自損事故が多いというのも、そういう実態になっています。高齢者の取り組みといたしましては、毎年こちらのほうも9月から12月を高齢者交通事故防止キャンペーンということで、その間に重点的に取り組みをやっております。例えば、その間に高齢者宅1万人訪問ということで、高齢者の御自宅をボランティア等の協力をいただきながら訪問させていただいて、交通安全についての啓発活動をさせていただいているところです。

それから、免許証の返納制度もございます。その返納されたところの市町村によりましては、例えば割引券が発行されるとか、そういうサービスもございますが、なかなか、言われているとおり、返納してしまうと足がなくなるということもございます。こういうことにつきましては、昨日知事のほうからの答弁もあったかと思えます。中山間地域における交通の足の確保につきましては、デマンドバスとか、市町村での地域の足をどう確保していくか大変難しい対策になっておりますが、中山間対策のほうで中山間地の高齢者の足の確保という取り組みを現在進めているところです。

**◎川井委員長** 自転車のマナーについては、毎年5月にキャンペーンでやっているということですけども、実際はマナーが向上していないのが現実ですね。もうちょっと重点的に、学校に働きかけて継続的にやっていただきたいと思います。

また、高齢者の運転に対しては、市町村に任すのではなく県のほうからも何とかよい案を示して、高齢者が自動車を運転しなくても地域で生活ができるような方策をとっていただきたいと思いますので、その点について岡崎部長。

**◎岡崎文化生活部長** 自転車については、確かに十分ではないと思います。それはやっぱり車と自転車は何となく違うみたいな意識があって、県警に話しても、自転車はすぐ取り締まって切符を切るかという、車両ですけど、それは難しいということがありま

す。そこはもう少し、どうやったらいいのか、特に大人のマナーも悪いという話もありますので、県警と話を進めて、効果的な啓発を進めていきたいと思います。

それから、高齢者の事故は本当にそういう状況だと。ただ、これは交通安全のことではなくて、実は中山間地域の生活をどう支えていくのかという大きな問題があります。ここについては、中山間対策課とも話をしていかなければいけないし、免許の返納ということだと県警とも話をしていかなければいけない課題になります。今すぐここで答えはできませんけれど、今いただいた問題意識を持って、何かいいことがあれば、市町村に任せるのではなくて、こういった方向でと提案をしていきたいと考えております。

**◎中根委員** 男女共同参画の点で、今プランができていないところがあって、そのプランのできていない市町村にどうやってつくっていったって意識を高めていくかという点なんですけれど。市町村によっては、コンサルティング会社にそのプランの中身、土台づくりなどを投げて、参加をしてもらってつくるという手法も否定はできない、そういうことありますよね。そんな中で、男女共同参画課の職員というのは限られていますから、県下の半分くらいのところでプランをつくるという点ではハードなお仕事をすることになると思うんです。そういった点で、安易にコンサルティング会社に投げるのではなく、県の職員もそういう大変な中ではあるけれども、男女共同参画の意識を市町村まできちんと届けながらプランをつくってもらえるような体制はどうするのかという思いがありまして。必要とあらば、本当に職員の数もふやすべきところではないかと思ってもみたりしているんですが、プランづくりで大変だとか、悩みとか、そういうところはないですか。

**◎武田県民生活・男女共同参画課長** 市町村のプランの策定状況が余り芳しく進んでいません。これにつきましては、市町村の職員が少なく、男女共同参画を担当している方もほかの業務と兼務をしている状況で、男女共同参画だけを担当している課というのはほとんどございません。

それから、この参画プラン自体の法のほうでも、市町村につきましては努力規定ということになって、義務規定ではございません。それで、市町村が目の前にあるほかの業務に追われておりまして、こちらのほうまで手が回っていないというのが現実です。

それで、うちのほうとしましても、昨年までつくりました策定のマニュアルがございまして、こういうマニュアルに沿ってこういうふうに計画を立てたらいいんですよというのをつくっていますので、なお市町村にもそういうものを活用していただきたいと思いたし、先ほど申し上げたとおり、担当ではプランをつくるのがなかなか難しいというのわかりますので、去年もそうだったんですが、できるだけ男女共同参画課、県が市町村を訪問して、首長または副首長に直接話をして、男女共同参画のプランの必要性を伝えて、トップの判断によってプランの策定が進むように努力をさせていただきたいと考えています。

◎**中根委員** 大変だと思いますけれど、必要であれば人員も増員をしてくださいという話も含めて、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

◎**岡崎文化生活部長** ことし、非常に厳しい定員管理の中で、実は担当を1名ふやしました。課の中でほかの業務との兼ね合いですので、課全体をふやしたわけではないですけど、そういった非常に厳しい中でやっぱり進めていかなければいけないということで、ふやしておりますので、そこで来年はことしより厚い対応ができるのではないかと考えております。

◎**中根委員** 意識が変わるといというのは本当に大変なことなので、もう大変な重圧の中で今頑張らないかん課やと思って、頑張ってください。セクハラ、パワハラ、そんなことも含めて本当に多岐にわたりますけれど、頑張っていたきたいと思います。

◎**川井委員長** 以上で質疑を終わります。

### 〈私学・大学支援課〉

◎**川井委員長** 次に、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎**岡村私学・大学支援課長** 私学・大学支援課、岡村です。

それでは、当初予算から御説明をします。

資料番号②の議案説明書（当初予算）の227ページをお願いします。

主な歳入を御説明します。

中ほどにあります9の国庫支出金の13億8,300万円余りは、国からの私学助成、就学支援金及び奨学給付金、高校生の留学を支援する補助金や、いじめ問題等において学校に専門家を派遣する補助金に関するものです。

次の10財産収入は、工科大学学術研究等支援基金の運用益です。

228ページをお願いします。

15県債の1億8,000万円は、永国寺キャンパス整備の財源に充てるための起債です。

続きまして、歳出です。

229ページをお願いします。

1 大学支援費から、右の説明欄により主なものについて御説明をさせていただきます。

なお、高知県公立大学法人与公立大学法人高知工科大学の統合につきまして、昨年9月議会で吸収合併議案をお認めいただき、その後11月に総務省、文科省に申請をしておりますところ、1月30日付で認可をいただいています。このため、平成27年度から大学法人に対する負担金や交付金は高知県公立大学法人のみとなっています。

まず、1 県立大学等支援費の最初にございます公立大学法人評価委員会委員報酬は、高知県公立大学法人の年度実績評価などを行っていただく評価委員会の委員報酬です。1つ飛ばしまして高知県公立大学法人職員共済組合負担金は、地方職員等共済組合法に基づく法人の教職員の共済費に係る県の負担金です。次の高知県公立大学法人運営費交付金は、

法人の運営財源として交付するもので、法人運営に必要な経費から授業料等の自己収入を差し引いたものとなっています。

230ページをごらん願います。

2 県立大学整備費は、永国寺キャンパスの整備に必要な費用として2億8,000万円余りを計上しています。

文化生活部議案参考資料の私学・大学支援課の赤いインデックスのついた1ページ目の資料1をお願いします。

永国寺キャンパスは、この4月から高知県立大学文化学部の定員や学びの領域が拡充され、高知工科大学経済・マネジメント学群が開設されます。今月には第1期工事として、右上にある教育研究棟と下のほうの地域連携棟が完成し、両大学の授業や、午前中文化推進課から説明のありました産学官民連携センターの事業が始まります。引き続き、27年度からは第2期工事として、中ほどにある図書館と体育館の建築に着手しますので、整備費としまして、左上に記載しているとおり、27年度に2億8,000万円余り、債務負担としまして23億8,000万円余りを計上しています。内訳としましては、27年度、28年度合わせまして、図書館建築工事請負費に約10億7,000万円、体育館建築工事請負費に約13億2,000万円、その他既存校舎の解体工事や工事の監理などの関連事業費として2億7,000万円となっています。

なお、図書館、体育館については、資料中の工事の概要欄に記載しているとおり、いずれも平成29年2月の竣工予定であり、その後第3期工事として学生会館を整備する計画となっています。

議案説明書の230ページのほうに戻っていただきまして、中ほどの3工科大学学術研究等支援基金積立金は、歳入で御説明しました基金の運用益の積み立てです。

次は、1 私学支援費です。最初の人件費については、私学・大学支援課の職員10人分の人件費約6,700万円と、高知県公立大学法人へ派遣している県職員34人の共済費に係る県負担分約2,400万円を合わせた約9,100万円を計上しています。

その下の2 私学支援費です。3つ目の私立学校人権教育指導委託費は、人権教育を促進するための研修や学校訪問を人権啓発センターに委託して実施するものです。次の私立高等学校等就学支援金事務委託料は、就学支援金認定申請書の生徒への交付や取りまとめ、請求等の事務を私立学校の設置者に委託する経費です。

231ページをお願いします。

私立学校運営費補助金は、私立小・中・高等学校の運営費に対して助成するもので、生徒1人当たりの補助単価に児童生徒数を掛けて予算化しています。なお、児童生徒1人当たりの補助単価は、26年度に比べ、高校で3,937円、中学校で3,868円、小学校で3,852円高くなっています。私立学校への運営費補助金として、このほかに、次の光の村養護学校

に対する私立特別支援学校運営費補助金と専修学校高等課程の運営費などに対する専修学校運営費等補助金があります。次の私立学校授業料減免補助金は、小中学校については生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民税非課税世帯に対して補助率3分の2で、高等学校については25年度から年収350万円程度未満の世帯まで対象世帯を拡大していき、補助率も10分の10となっています。1つ飛ばしまして私立学校教育力強化推進事業費補助金は、国の教育改革推進事業約4,500万円と、各私立高校の特色を生かした県独自の教育力強化推進事業7,500万円となっています。なお、県単独の教育力強化推進事業については、高等学校のみ設置の法人は600万円、中高併設校の法人に対しては900万円を上限として補助します。次の2つは、私立学校教職員の退職金制度や共済年金制度の安定のため、高知県私学退職金社団や日本私立学校振興共済事業団に対して補助するものです。次の私立学校耐震化促進事業費補助金は、耐震補強工事に対する県単補助で、国庫補助に加え、県が6分の1を継ぎ足し補助することで、私立学校の耐震化を促進しようとするものです。27年度は光の村養護学校土佐自然学園と明德義塾高等学校への補助を予定しています。後ほど補正予算で御説明しますが、光の村養護学校については、26年度に予定していた耐震補強工事が国庫補助の関係で27年度に着工することとなったため、26年度に計上した予算を全額減額し、改めて27年度に補助を行うものです。次の私立高校生国際交流促進費補助金は、新規事業として、海外留学を行う県内の私立高校生に対して、原則1年以上の長期留学の場合、1人30万円、2週間以上1年未満の短期留学の場合、1人10万円を上限に補助するものです。次の私立高等学校等就学支援金交付金は、教育費負担の軽減を図るため、公立高校の授業料相当額を支給するもので、26年度から所得制限が導入され、国公立問わず、年収910万円未満の世帯について支給されています。なお、私学については、低所得世帯への加算が拡充されています。また、25年度までに入学した生徒に対しては、所得制限のない旧制度が適用されています。次の私立高等学校等再就学支援金交付金は、高等学校などを中退した方が再度高等学校等で学び直すことを支援するものです。次の私立高校生等奨学給付金扶助費は、低所得者の授業料以外の教育費負担を軽減するため、定額を支給するものです。次の国庫支出金精算返納金は、高校生修学支援基金制度が平成26年度をもって終了することに伴い、執行残高を国に返還するものです。

232ページをお願いします。

次の育英事業推進費は、公益財団法人土佐育英協会が県内出身者に対して行っております奨学金貸与事業に補助するものです。

続きまして、233ページをお願いします。

債務負担行為です。先ほど議案参考資料で御説明したように、永国寺キャンパスの図書館、体育館の建築工事に関する予算として、契約期間としては平成28年1月から平成29年2月までを予定しています。

次に、補正予算について御説明をします。

資料No.④の議案説明書（補正予算）の103ページをお願いします。

歳入の補正予算につきましては、主な歳入は歳出の補正予算に連動していますので、説明は省略させていただきます。

104ページをお願いします。

歳出の補正予算の右端の説明の欄をごらん願います。

1 私学支援費です。私立学校運営費補助金、私立特別支援学校運営費補助金については、生徒数が見込みを下回ったことによるものです。次の専修学校運営費等補助金については、高等課程の生徒数や授業料減免補助金の申請額が当初見込みを下回ったことによるものです。次の私立学校教育力強化推進事業費補助金については、国のほうの教育改革事業のほうが当初の予定より実績が下回る見込みとなった学校が生じたものです。次の私立学校耐震化促進事業費補助金は、先ほども御説明しましたが、当初予算で計上していましたが光の村養護学校土佐自然学園の耐震補強工事が今年度国庫補助金が満額交付されない見込みとなり、27年度の着工となったため減額するものです。次の私立高等学校等就学支援金交付金は、新制度の対象者が見込みを下回ったことなどにより減額するものです。次の私立高校生等奨学給付金扶助費は、第1子の場合の支給単価の変更や、対象者が当初の見込みより下回ったことにより減額するものです。

105ページをお願いします。

1 育英事業推進費については、土佐育英協会の奨学金貸し付けの一括返還等により、返還額がふえたことによりまして県の補助金を見直すものです。

続きまして、106ページをごらん願います。

繰越明許費明細書です。

県立大学整備費で5億7,190万7,000円を繰越予定額としています。これは永国寺キャンパス整備の外構工事において、想定になかった地中埋設物等の撤去に時間を要したため、全体工程を見直して対応しようとするものです。ただし、1月の時点では今年度中に外構工事の一部が完了しない見込みとなっていました。直近の状況で申しますと、外構工事も含めて敷地内の工事は年度内に全て完了する見込みとなっています。一部敷地周りの市道の補修工事のみが翌年度の実施となる可能性があります。この4月の永国寺キャンパスのオープンには全く支障はありません。

以上が補正予算の説明です。

続きまして、高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可に関する議案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料No.⑤の議案（条例その他）の103ページをお願いします。

また、議案参考資料として別途お配りしております文化生活部私学・大学支援課の赤い

インデックスの2ページ目から資料2という新旧対照になったものがありますが、そちらもあわせてごらんをお願いします。

高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学の統合に伴い、高知県公立大学法人の所管する大学に高知工科大学が加わることから、高知工科大学の料金の上限額を追加するもので、これは地方独立行政法人法第23条第1項で、県の認可が必要、また第2項で、認可に当たっては、あらかじめ議会の議決が必要となっておりますことから、御審議をいただくものです。

それでは、御説明します。

私学・大学支援課の赤いインデックスのほうの資料の2ページ目の入学料、それからその次の3ページ目の授業料と入学検定料については、高知工科大学の料金の上限額を追加しています。なお、追加した金額については、高知工科大学のほうについては従前と変更はしていません。また、高知短期大学については、今年度から学生募集を停止しており、学生の入学検定料、入学料については削除しています。

4ページ目の手数料の上限額では、高知県立大学と高知短期大学でそれぞれ規定していました研修料の上限額について一本化をしています。なお、この研修料は、高知工科大学にはありません。

施設の使用料の上限額については、高知工科大学の料金の上限額を追加しています。こちらのほうも追加した金額については従前と変更はしていません。

今回の変更については、あくまでも料金の上限の変更であり、実際に徴収する料金については、こちらのほうも現時点ではそれぞれの大学、変更の予定はありません。

説明は以上です。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 料金のやつで、上限を高知工科大学に合わせたということですね。

◎岡村私学・大学支援課長 合わせたというわけではなく、高知工科大学も同じように上限の規定がありましたので、その高知工科大学の上限をそのまま、法人が一つになりましたので、この高知県公立大学法人のほうに入れていきます。それぞれ大学ごとに条件が設定されているということです。

◎桑名委員 これから県立大学が知の拠点となるんで、要望というか、自分の思いなんですけれども。県立大学で1年生と2年生が全学部で何か地域学が必修になるということで、この地域学というものをこれから学問として皆さんが学んでいくということはいいことだと思うんですけれども、同じように高知大学も地域協働学部というのできて、それもいいと思うんですが、高知大学でも地域のことをする、県立大学でもやるというときに、やはりそれぞれ特色を持った学問を身につけてもらいたいと思うし、もう一つは、地域地域というので入り込むのはいいんですけれども、僕は大学はもうちょっと世界を見詰める

ところであって、本当に大学というのは、社会人になったらまたもっと狭い部分に入るんだけど、唯一の4年間だと思えるんですね。そういったこともあわせて学べるような大学になってもらわないと、何か今地域創生とか人口減少問題で、どうやって地域に残ってもらうのかというための大学みたいになってしまったら、長続きしないと思うんですよ。例えば今工科大学がほとんど県外に就職していますよね。それに対して、高知の県費で育てて、出て行って、何やっているんだという声があるんですけど、僕は逆に、この高知から東京に行って、世界に行って働く人が出るということこそ、大学の評価だと思うんだけど、何となく今そういったことを言いにくい社会になってきて、どうやって高知に残すのか、出ていく者が悪いような感じになっているんですけど。それこそ高知という、土佐という、隣はアメリカであってオーストラリアであるここで、今ここの高知で育て、それで外に出て行って、それで彼らが外から高知を応援するっていう、そういう仕組みがくれるような人材を派遣するのが、県立大学のまた魅力になるんじゃないかなと。これから多分どこの県立大学も、地域の大学も、多分同じように地域何とかということで新しい学問をやろうとすると思うんですけども、逆に今度は、そこからどう世界へとか、全国に行くという、そんな大学になってもらいたいと思うし、どうです、部長。

**◎岡崎文化生活部長** まさに今地域に目を向けています。県立大学は、世界に目を広げるために地域を知ろうという視点でこれに取り組んでいきますし、また高知大学との区別ですと、看護とか、そういった伝統のある分野、決まった分野があります。私は地域をどうするかというのは手法であって、それで全てではないと思いますので、これからそういう意味で学問として幅広く、そしてその学び方の一つとして地域というもので考えていただくと。そんな形でぜひ運営をしていっていただきたいと思っています。

**◎桑名委員** ぜひそういうことでやってもらいたいと思いますし、高知から出ていく子供たちが、出ていっていると言われぬように、僕はもう本当にすごいことだと思いますよ。工科大の皆さんが、高知の就職先じゃなくて、全国の手先に行っているということは、それこそ大学の評価につながると思いますので、県立大学もそうなるのもいいと思いますし、そういった広い意味で大学をつくってもらいたいと思います。

**◎中根委員** 知事の答弁の中で、加藤議員の質問への答弁だったように思いますけれど、来年は奨学金などについても新たに考えていきますみたいな答弁がありましたけれど、何か奨学金で新たなものを考えていますという方向がありますか。

**◎岡村私学・大学支援課長** 奨学金については、議会の質問でもありましたが、地方へ新しい人の流れをつくるという部分で、奨学金を活用した事業を国が考えています。それも含めて、ただ奨学金全体として、それだけを考えるのではなくて、奨学金というのは、そもそもは意欲と能力のある学生の方が経済的なことで大学に進学できないということがないようにするためのものがございます。ただ、その奨学金についても、いろいろな目的



があらうかと思ひます。経済的負担の軽減のこともあると思ひますし、それから今まさに地方創生で言われています地方へ人の流れをつくるという部分もござひます。それ以外でも、例えば医師確保であると、特定の分野の人材を確保するためにとか、いろいろあります。そういったものも含めて、ただつくるというか、まずは奨学金について、そういった目的をどうするかとか、どういうやり方があるのかとか、課題もかなりありますので、まずそういった課題の部分をはきちつと整理をしてみたいと思ひています。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

#### 〈人権課〉

◎川井委員長 次に人権課の説明を求めます。

◎永吉人権課長 人権課長の永吉です。

人権課の平成27年度当初予算議案、平成26年度補正予算議案について御説明します。

まず、資料No.②の議案説明書（当初予算）の234ページをお開きください。

平成27年度歳入予算案につきましては、使用料及び手数料の人権啓発センター使用料404万円は、県立人権啓発センターの6階ホールの使用料と目的外使用許可に係るものです。

国庫支出金の人権費補助金として、その下段の人権費委託金につきましては歳出におきまして御説明しますので、省略させていただきます。

財産収入の人権啓発センター土地貸付料20万4,000円は、センターの建物のうち1階から3階までは社会福祉法人高知県社会福祉協議会の所有、4階から6階までは県の所有と区分所有になっていますが、土地は県の所有ですので、県社協から占有割合により土地貸付料を収納しているものです。

課全体の歳入予算計上額は2億5,830万6,000円で、対前年比92.0%、2,247万6,000円の減となっています。

次に、平成27年度歳出予算案につきましては、236ページをお開きください。

5目人権費の主なものについて御説明します。

まず、人権企画費は、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを推進していくための総合調整などを行うための経費です。人権尊重の社会づくり協議会委員報酬は、高知県人権尊重の社会づくり条例に基づいて設置しております協議会の委員の報酬です。ハンドブック作成委託料は、昨年度末に改定いたしました高知県人権施策基本方針の内容及び人権侵害の実態などをわかりやすくまとめた啓発冊子を作成し、さまざまな啓発、研修事業に活用するなど、県民の人権意識の高揚を図ろうとするものです。

次の人権啓発事業費のうち人権啓発活動市町村委託料は、県が国から受託した人権啓発活動地方委託事業を市町村に再委託するもので、人権に関する講演会や研修会等の啓発事業を行うものです。

237ページに移りまして、人権啓発研修事業委託料は、公益財団法人高知県人権啓発センターに人権問題に関する啓発、研修等の事業を委託して、県民の人権意識の高揚を図ろうとするものです。具体的には、じんけんふれあいフェスタの啓発事業や新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアを活用した県民啓発や研修講師の派遣などが主なものです。人権啓発センター管理運営委託料は、県立人権啓発センター施設の管理運営を指定管理者に委託するものです。人権擁護啓発事業費補助金は、県内の人権擁護委員で組織されている高知県人権擁護委員連合会が実施する人権擁護啓発事業に対して助成を行うものです。

次の隣保館運営支援等事業費の隣保館職員等研修委託料は、各種相談業務や人権課題の解決に直接携わる隣保館職員等の資質向上を目的とした研修委託料です。全国隣保館連絡協議会等負担金は、全国33府県が費用負担している同協議会が実施する研修に要する費用の負担金と、四国隣保館連絡協議会が実施する研修に要する費用の負担金です。隣保館運営支援事業費補助金は、中核市である高知市を除く20市町村が設置する35館の隣保館の運営に要する経費を補助するものでございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっています。隣保館施設整備事業費補助金は、室戸市ほか1市が隣保館の耐震工事等を施工する経費に対して補助するものです。負担割合は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっています。

次のいじめ防止対策推進費のいじめ問題再調査委員会委員報酬は、高知県いじめ防止対策推進法施行条例に基づいて、必要に応じて設置いたします再調査委員会の委員の報酬です。

以上、人権課全体の歳出予算計上額は5億1,087万3,000円で、対前年比92.4%、4,197万円の減となっています。

続きまして、平成26年度2月補正予算案について御説明します。

資料No.④の議案説明書（補正予算）の108ページをお開きください。

隣保館運営支援等事業費の隣保館運営支援事業費補助金は、補助対象の隣保館職員の人員変動等により、当初の見込みを下回ることになったため、減額補正するものです。隣保館施設整備事業費補助金は、国の緊急経済対策の補正予算への対応のため、土佐市が隣保館の大規模修繕工事を施工する経費に対して補助するために増額補正するものです。国庫支出金精算返納金は、平成25年度の地方改善事業費、隣保館運営費等補助金の精算について国が翌年度に確定いたしますことから、確定に伴い、国に精算返納するため増額補正するものです。

続きまして、109ページをお開きください。

繰越明許費明細書です。

隣保館運営支援等事業費で8,590万円を繰越予定額としています。これは国の緊急経済対策の補正予算への対応のため、2月補正予算案として計上いたしています土佐市の隣保

館の大規模修繕工事を施工する経費等に対する補助の繰り越しをお願いするものです。

以上で人権課の説明を終わります。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 四万十市は昔、隣保館というのがあって、名前が変わったんですけれど。こういうところへは運営費か何かは出るんですか。

◎永吉人権課長 隣保館といいますのは、社会福祉法に定める社会福祉施設で、国が隣保館という名称を定めまして位置づけております。隣保館は、市町村の施設になりますので、それぞれの市町村が条例を設けまして隣保館の名称を何々市民館とか何とかセンターとか、それぞれ市町村がまた個別の名称をつけております。実際、委員御説明の市民館は、中身は隣保館ですので、県のほうから隣保館の運営費などの補助金は出ております。いわゆる制度の整理としては隣保館ですが、名称につきましては、それぞれの市町村が条例で名称を決めておると、そういう状況になってございます。

◎岡本委員 活動の中身もちょっとずつ自治体によって変わっていますよね。一律で出していくんですね。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

#### 〈情報政策課〉

◎川井委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎森田情報政策課長 情報政策課長の森田でございます。

それでは、情報政策課の当初予算を御説明します。

お手元の資料の②当初予算の議案説明書240ページをお願いいたします。

6 情報政策費の当初予算の総額ですが、総額は12億900万円余り、前年度と比べまして1億1,100万円余りの増額となっています。増額の主な要因ですが、後ほど説明をさせていただきます社会保障・税番号制度の導入に伴います庁内の税や福祉などの業務システムを連携する宛名システムの構築に要する経費としまして約1億300万円の増となったこと。また、同じく社会保障・税番号制度の導入に伴います地方公共団体情報システム機構が整備します中間サーバーを利用するため、必要となる負担金として600万円余りの増となったことが主な原因となっています。

それでは、お手元の資料右側の説明欄で主な項目について御説明をします。

まず、2の電子県庁推進費の2つ目でございます電算処理委託料ですが、これは給与システムなど基幹業務のシステムの運用保守に必要な経費です。次の県庁ネットワーク運用等委託料ですが、本庁や全ての出先機関が接続している県庁ネットワークの運用保守や、職員がネットワークシステムを効率的に利用できるようサポートするためのヘルプデスク業務などに必要な経費となっています。その3つ下、庁内クラウド整備委託料ですが、平成23年11月に構築しました庁内クラウドサーバーを引き続き運用するための経費です。こ

の庁内クラウドは、1台のサーバーで複数のシステムを同時に稼働できます仮想化技術を導入しまして、サーバーの台数を削減することにより経費削減を図ろうと導入したものです。平成27年2月末現在、132台のサーバーで運用されていた53のシステムが移行を完了しております。平成27年度も引き続き移行を進めまして、最終的には170台のサーバーで運用されていた65のシステムが10台のサーバーで運用できることになり、機器経費で毎年約9,000万円の削減ができる予定です。

次の241ページをお願いします。

1つ目の社会保障・税番号制度システム整備委託料ですが、先ほど増額の要因として説明した社会保障・税番号制度の導入に伴い、宛名システムを構築するための経費となっています。宛名システムについては、昨年の9月議会補正予算で御説明をしたとおり、国の番号制度導入のスケジュールに合わせて、本年度平成26年と来年度27年の2カ年で整備するものであり、本年度の基本設計をもとに来年度にシステム整備をするものです。その2つ下の地方公共団体情報システム機構負担金ですが、全国の地方公共団体が電算事務や研修事業などを共同で運営する組織として設立している地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金となっています。次に、社会保障・税番号制度システム整備費負担金です。これについても冒頭、増額の要因として簡単に御説明しましたが、番号制度の導入に伴いまして、国が構築いたします情報提供ネットワークシステムとそれぞれの地方公共団体が構築します宛名システムを連携させるため、地方公共団体情報システム機構が中間サーバーを整備することとしておるところです。各地方公共団体はこの中間サーバーを利用して情報連携することになりますので、整備に要する経費を全ての地方公共団体が一定のルールに基づいて負担するとなっております。その2つ下の機器等維持管理費ですが、県庁ネットワークシステムなどの運用に必要な機器の使用料やネットワーク回線の使用料、1人1台パソコンのリース料などとなっています。次の事務費ですが、当課が入居している電気ビル別館の賃借料、それから情報システムの調達に際しまして外部の専門家から助言をいただくため、調達支援アドバイザーに対する謝金、それから臨時職員の賃金、その他消耗品や職員の旅費などとなっています。

次に、3の地域情報化推進費です。2つ目の公的個人認証サービス共通基盤運用事業費等負担金ですが、県民がインターネットを通じて各種の行政手続を行う際に利用する公的個人認証サービスを円滑に運用していくため、システムのセキュリティー対策に関する検討やヘルプデスクの設置などを全都道府県が共同で行うため、都道府県協議会に支払う負担金などです。次の公的個人認証サービス運用交付金ですが、公的個人認証サービスシステムの運用業務について、全国の都道府県が地方公共団体情報システム機構に委任しますので、これまでと同様のルールに基づき交付金を支払うものです。

次に、4の情報基盤整備費です。1つ目の総合行政ネットワーク運営協議会負担金です

が、全国全ての地方公共団体や国のネットワークと接続をしている総合行政ネットワーク、よくLGWANと言われますが、そのネットワークの運営管理に要する経費を全国の都道府県が一定のルールに基づいて負担するものです。次の共聴施設整備等事業費補助金ですが、テレビの難視聴地域における共聴施設の新設や改修に要する経費に対して県が補助するものです。来年度は、地上デジタル放送の受信対策は完了しているものの、共聴施設の老朽化により改修を行う予定の5市町村10地区に対する補助を予定しています。また、平成23年7月の地上デジタル放送への移行後、暫定的に衛星対応で地上波を見られている世帯がありましたが、国や市町村と連携して、共聴施設の新設や高性能アンテナの設置等の対策を行い、平成26年11月末までに地上デジタル放送の受信対策は完了しています。

次の242ページをお願いいたします。

移動通信用施設整備事業費補助金ですが、市町村が行う携帯電話の基地局整備に対する補助金です。事業費の3分の2に相当する額を国から受け入れて市町村へ交付するものです。本県の携帯電話のエリア人口カバー率、このカバー率は家屋のある場所での人口カバー率になりますが、平成26年度末時点の推計で99.6%となる見込みです。来年度予算については、希望のあった2市町の4地区を予算に計上したのですが、今後も引き続き市町村の意向を伺いながら、地域の実情に合った整備を支援していきたいと考えています。次の中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金ですが、こちらについては参考資料をつけていますので、議案参考資料のほうの赤いインデックスの情報政策課1ページをお願いします。

この中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金ですが、ポンチ絵の左上、事業概要に記載しているとおり、中山間地域の拠点となります施設に光ファイバー等による超高速ブロードバンドを整備しようとする市町村に対しまして、事業費の2分の1を補助するものです。これまでは補助対象となる拠点施設を集落活動センターとシェアオフィスに限定をしておりましたが、来年度からは、より市町村にとって使い勝手のよい事業となりますよう、ポンチ絵の左中段、制度拡充のポイントにあるとおり、移住者や定住者向け住宅、誘致企業、テレワーク拠点についても補助対象として拡大することなどを予定し、平成27年度予算においては、移住者向け地域体験型滞在施設1カ所への支援を予定しています。

あわせて、来年度は超高速ブロードバンドの未整備地域を有する市町村を中心に、地域での意見交換会を開催するなど市町村と地域ニーズのマッチングに努めながら、整備促進に向けた取り組みを進めていく予定です。

当初予算資料の242ページの避難所用ラジオ整備事業費補助金ですが、ラジオ難聴対策の一環として新たに創設する制度となっています。こちらについても、お手元のポンチ絵をもとに御説明しますので、先ほどの議案参考資料の情報政策課2ページのポンチ絵のほ

うをお願いします。

ポンチ絵にもございますように、県内のラジオ放送については、四国総合通信局や放送事業者から聞くところによると、世帯数ベースで見れば相当数をカバーできているというところですが、しかしながら、ラジオの受信状況は、地理的な条件に加えましてラジオの性能や時間帯で大きく変化をしますので、正確な状況は把握できていないといったところが実情であり、中山間地域では放送が聞き取りづらといった状況もございます。このため、災害時における情報収集手段の確保を図るため、今年度から市町村の指定避難所におけるラジオの受信状況につきまして、NHKや市町村と連携して調査をしてきたところです。その結果、高性能ラジオや外部アンテナを整備することによりまして受信環境は大きく改善するといったところを確認しましたので、平成27年度から市町村の指定避難所における受信環境の改善に対して支援を予定しております。

具体的な支援の内容ですが、指定避難所において高性能ラジオや屋外用アンテナを整備する市町村に対して整備費用の2分の1を補助するもので、27年度予算においては750カ所への整備を予定しています。

なお、避難所における受信状況の調査については、来年度も引き続き取り組んでいきますとともに、一方、中継局の整備など送信側の対策についても、NHKなど放送事業者に要望もしたいと考えています。

当初予算資料のほうに戻っていただきますが、242ページにお戻り願います。

情報ハイウェイ運用費でございますが、民間事業者が提供します情報通信サービスを高知県情報ハイウェイとして使用するための経費です。株式会社S T N e t と平成22年度から10年間の契約をしています。

当初予算の説明は以上です。

続きまして、補正予算について御説明をします。

資料の④補正予算の議案説明書の110ページをお願いします。

補正額は5,600万円余りの減額となっております。右側の説明欄で主な項目を御説明します。

まず、1の電子県庁推進費の中の各経費についてですが、主として入札により事業費が減額となったものです。

次の2の情報基盤整備費ですが、総合行政ネットワーク運営協議会負担金については、毎年前年度の繰越金を翌年度に精算しています。この精算に伴いまして負担金が減額となったものです。次の共聴施設デジタル化支援事業費補助金ですが、事業を予定していた地区のうち1地区が来年度の実施となったことにより減額を行うものです。次の中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金ですが、今年度整備を希望する市町村がなかったことから減額となったものです。

次に、111ページをお願いします。

繰越明許費についてです。

繰越額は2,800万円余りで、事業内容は携帯電話のエリア拡大を図るための移動通信用施設整備事業費補助金でございます。携帯電話の基地局の整備に必要な用地の交渉に時間を要したことなどによりまして、整備が年度内に完了しない見込みとなったものでございます。四万十町の2地区での繰り越しとなっており、今後はできるだけ速やかに工事が完了しますよう進捗管理を行ってまいりたいと思います。

情報政策課の説明は以上でございます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎溝淵委員 税番号制度システムの説明がありましたが、これは具体的にはどういう形のものですか。

◎森田情報政策課長 制度そのものは、このところ新聞にもよく出ておるんですけども、いわゆるマイナンバー制度と言われるもので、福祉と税の分野で、昔よく言われていた一人一人にそれぞれ個人番号的な番号が付番されながら、一元的な情報の管理ができるようになるという仕組みです。基本的には、現在国会で拡充の法案も出ているけれども、昨年9月説明させていただいた段階の話でいきますと、税と福祉分野と、それからいわゆる災害関連ですね、その分野で限定的に仕組みを導入するというので、ことしの10月からそれぞれ番号の通知が始まり、年明けの1月ぐらいからそのカードが発行されながらという流れで、番号法に基づいて導入が決定して進んでおる仕組みです。

◎溝淵委員 個人情報の問題なんかよく議論がされていたんですが、その辺も含めてスケジュールとしては、来年へ向けて進めていっている、国も含めていっているという認識でいいんですかね。

◎森田情報政策課長 いわゆる番号関連5法という形で、法としては決定して、仕組みとしてはもう進んでいっておるものでございます。委員おっしゃったように、セキュリティーの問題とか含めてさまざまな議論がされながら導入の段階になってきておるものですが、いわゆるネットワークの仕組みをつくる技術的な部分でも、情報漏えいに対する仕様等を明示しながらシステムを構築していくということで流れておるところです。

◎溝淵委員 これは国と都道府県はもちろんですが、市町村もそういう形になったら費用負担みたいなものも要するようになっていくわけですか。

◎森田情報政策課長 もちろんそうです。いわゆる法で定められた情報のやりとりをする部分については、システムをそれぞれ改修したり、新たにシステムを構築したり、今回9月補正で出させていただいて、それから来年の当初予算で構築というこの宛名システムも、国のシステムと情報連携していくための新たなシステムとして構築するようなものになりますので、同じように、その連携する情報を持つ業務を管理しているシステムについ

ては、必要な改修とか発生してきますので、これは県もそうですし、市町村も同じような状況になってきます。

◎**桑名委員** そしたら、その個人資産とかいろいろなものがそこに登録されていくわけでしょうけれども、個人的な情報を市町村の人たちが閲覧できてしまうのですか。

◎**溝渕委員** 情報は1つのシステムの中に集約されるという仕組みはとらない形にはなっています。先ほど溝渕委員からのお話もありましたけれど、基本的には中間サーバーと、それから情報を提供する本もとのネットワークシステム、それから国が整備したりするのですけれど、県庁の中であるとか市町村の中の情報を連携するための宛名システム、こういった各システムで情報を連携させながら、もともになる情報はそれぞれ県なり市町村なり、もともとその業務で管理しているところが情報としては持つのを結びつける形の仕組みにしていますので、一元的にどこかに入って、それから各個人がそれを自由に閲覧できる仕組みにはなっていません。ただ、自分の情報がどういう形で取り扱われたか確認したいとかいうことになってくると思いますので、それは各人がその付番されるマイナンバーを使いながらチェックできる仕組みはつくられてくる形にはなっております。

◎**岡本委員** ラジオ、避難所の設置のことです。27年度750カ所ということですけど、これは全部を網羅した箇所ですか。それとも、まだ来年度分はもう750カ所と。

◎**森田情報政策課長** 750カ所につきましては全部ではありません。市町村の指定避難所については、全部で1,700カ所ぐらいございます。今年度2月末現在で調査が終了しています市町村が20市町村となっていますので、この20市町村の調査済みの避難所を対象にしまして、来年度は750カ所程度を見込むという形での予算の措置としております。当然、状況を踏まえてのラジオの整備で済むのか、アンテナの整備まで必要になるのかということになってきますので、調査が済んだところについて、この制度を使いながら整備する市町村については補助申請をしてもらうという流れになってきますので、場合によって750カ所で足りない状況が出てくるようであれば、補正なりでまた考えていきたいと思っております。

◎**岡本委員** とりあえず20市町村の中で調査した部分だけということでの。

◎**森田情報政策課長** 今のタイミングではそういうことですね。

◎**岡本委員** 2分の1ですから、要望しなかったら、要らんということがあれば出さないわけですね。

◎**森田情報政策課長** 補助申請をしていただいて使っていただくという形ですので。できるだけ使っていただきながら、金額的にはラジオも9,000円ぐらいとか、アンテナも15万円ぐらいとか、金額的には一つ一つを見ると小さいものになるのですけれども、避難所は結構な数ございますので、そういった意味では十分周知しながら、ぜひ使っていただくことで整備は加速していきたいと思っております。



◎岡本委員 何で2分の1を求めたのですか。全部出してもよい気がするのですが。

◎森田情報政策課長 県としてですか。

◎岡本委員 9,000円ぐらいなものを。

◎森田情報政策課長 そこはもう補助のスキームの仕組みの考え方になってくるところだと思えるのですけれども、財政と協議していく中で、基本的には応分の負担という考え方も出てくるのではないかと考えていますし、先ほど申し上げたように、1カ所1個という見方をするとそうなるんですけれども、避難箇所が1カ所という市町村はございませんので、結局整備するとなると、その避難箇所全てに整備というのが出てくると一定の金額になると思っております。

◎西内（健）委員 中山間地域等情報通信基盤整備事業費補助金ですけれども、これは補正で昨年度要望がなくて、ことしまた予算化されていますけれども、どこか要望されているところがあるのでしょうか。

◎森田情報政策課長 高知市です。

◎西内（健）委員 じゃあ、そういう形で予算化しているわけですね。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

以上で文化生活部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎川井委員長 文化生活部より全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐の開催終了報告について報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを受けることにします。

それでは、まんが・コンテンツ課の説明を求めます。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 それでは、先月開催されました全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐の終了の報告をさせていただきます。

高知県議会定例会（報告事項）、文化生活部の中のまんが・コンテンツ課の赤いインデックスのついてあるページをごらんください。

高知県は、漫画を貴重な文化資源といたしまして全国にまんが王国・土佐を発信しております。このまんが王国・土佐で日本の漫画文化の発展に寄与するとともに、漫画を通じて全国に高知の魅力を発信するため、知事を会長といたします官民協働組織、まんが王国・土佐推進協議会が全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐を2月21、22日の両日に開催いたしました。

当日、ちばてつや先生が体調不良のためお越しいただけなかったことは残念でしたが、ゴルゴ13のさいとう・たかお先生や「アリエスの乙女たち」の里中満智子先生を初めとする20名の著名な漫画家の方をお招きして、まんが大学やトークショー、作画対決やつりイベント等、さまざまなプログラムを行う一方、中川翔子さんやマジンガーZの水木一郎さんなどのアニソン歌手によるライブも開催いたしました。

来場者数は、2日間で延べ3,155人を数え、現在来場者1,230人にいただいたアンケートにより検証を行っております。そのうちの幾つかを御説明いたします。

2ページをごらんください。

まず、性別につきましては、男女比ほぼ半々となっております。

また、年齢につきましては、40代が一番多く、次いで30代、10代、50代となっております。

発地の内訳につきましては、県内が82.8%、四国の他の3県と合わせて四国で約90%となっております。

また、1割の方が宿泊をされております。

次に、イベントへの満足度ですが、大満足と満足とを合わせまして約80%の参加者に御満足いただくことができました。このことは、82.2%の参加者が「来年度も参加したい」と回答していただいたこととも合致しております。

また、出演の漫画家の先生方に対しましては、このイベントへの参加を機に高知ファンになっていただきたいと、高知県の食や自然の魅力を御案内するなどおもてなしを行い、出演いただいた多くの先生方に「非常に楽しかった」、「漫画の中で高知を紹介したい」と、大変好評いただき、高知のファンになっていただけました。

この全国漫画家大会議は、ことし初めての試みということもあり、広報活動の強化など改善すべき点多々見られますが、多くの方に御参加、御満足いただくとともに、漫画家、出版社の方とのさらなるネットワークが構築されるなど、全体としては成功と言える結果であると思っております。

次回は、今回の反省点を踏まえ、より効果的な運営に努めるとともに、土佐のおきゃくと連携し、相乗効果を図り、イベント充実につなげ、これをきっかけに多くの方に高知に足を運んでもらい、高知ファンになっていただけるよう取り組んでまいります。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎西内（健）委員 非常に目的というか効果として、結構先ほどの来年度のところは県外からの誘客をみたいな話があった中、今回県内の参加者が多かったんじゃないかということで、県外への広報とか、今後どういう形で強めていくのかお聞かせいただきたい。

◎栗山まんが・コンテンツ課長 県外から多くの方にまんが王国・土佐に来ていただきたいということがありますので、ネットのSNSを活用したり、県外でのテレビ、そういう広報を積極的に来年はやっていきたいと。それと、先ほど申しました土佐のおきゃくと同じ時期に行いますので、土佐のおきゃくさんの広報も一緒にやっていって、県外から人を招きたいと思っています。

◎西内（健）委員 そこがちょっと土佐のおきゃくと重なると、何をターゲットにして、まんがに来てもらうのか、おきゃくに来てもらうのか、その辺がぼやけてしまうし、

今回ちょっと聞いたのは、県内を対象にするにしても、例えば今回の日程でやったのは高校の定期試験の前日で、高校生は来たいのに全然来れなかったと。日程的なものも含めて、非常に目的が曖昧なまま開催されたんじゃないかというところが多々聞こえてきたので、その辺はちゃんとした目的と開催時期、効果なんかも図りながらやっていただきたいと思うのですが。

◎**栗山まんが・コンテンツ課長** この漫画家大会議につきましては、夏のまんが甲子園、それから秋のまんが祭、それから冬の漫画家大会議という位置づけで、観光閑散期の2月、3月に開催をしたいということがありまして、今回2月21、22日の両日に行ったのですが、おっしゃるとおりで、高校生がその時期ちょうど試験ということで、漫画家を目指す、特にまんが甲子園に出場されていらっしゃる高校生の方がこのイベントに参加できなかったことは少し残念ということがありますので、来年は3月の初めということで、高校生、それから県内の県民の方にも参加していただいて、それと夜は土佐のおきゃく、昼は漫画家大会議という形で、土佐のおきゃくに来ていただいた方にプラスアルファという形で、そういう層をターゲットとして取り込んでいきたいと思っております。

◎**西内（健）委員** 大成功だったとは私らも思わないので、やっぱり失敗を踏まえながらいいものにしていただきたいと思います。

◎**川井委員長** 以上で質疑を終わります。

以上で文化生活部を終わります。

ここで15分ほど休憩といたします。再開は15時5分といたします。

（休憩 14時47分～15時6分）

◎**川井委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 《公営企業局》

◎**川井委員長** 次に、公営企業局について行います。

最初に、議案について公営企業局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎**岡林公営企業局長** 今回、公営企業局の議案は、電気と工業用水道、そして病院事業会計それぞれの当初予算が3件、病院事業会計の補正予算が1件、条例議案が1件、そして報告事項の1件です。

まず、当初予算の議案につきまして、お手元の危機管理文化厚生委員会資料、青ラベル、公営企業局をお願いします。

それぞれの事業の予算や経営状況の詳細につきましては、後ほど各課長から御説明申し

上げますので、私からは各事業における取り組み目標などについて、その概要を説明させていただきます。

まず、1ページをお願いします。

電気事業では、電力の安定供給を通じまして、県民生活の向上や県経済の発展に貢献すべく、水力発電所と風力発電所をそれぞれ3カ所で経営しており、四国電力への売電収入をもって経費を賄っております。

表の左側、収益的予算です。これは全ての収入と支出をあらわしたもので、収入の見積額が15億4,000万円余りと、前年度に比べまして3億6,000万円余り減少しております。これは売電収入の減少といったことではなく、平成26年度予算では新しい会計基準への移行に伴いまして、修繕引当金を取り崩し、特別利益として戻し入れるという単発的な事情がございましたが、平成27年度は平年ベースになったということで、こういうことになっていきます。

収益的予算の支出の見積額13億1,000万円余り、前年度より8億3,700万円余り減少しています。これも収入と同様に、26年度予算では新会計基準の導入で生じた退職給付引当金などの引き当て不足額を一括して特別損失に計上していましたが、平成27年度は平年ベースの予算に戻ったということが主な要因です。

その結果、収入から支出を引きました当年度収支は2億2,900万円余りの黒字となる見込みです。

右側の資本的予算をごらんください。これは建設改良工事など資本として支出の効果が次年度以降に及ぶものや企業債の元金償還など、その財源となる収入をあらわしたものです。支出の見積額が7億7,700万円余り、前年度より4,500万円余り増。これは杉田発電所における大規模な設備の取りかえ工事などが終了した一方で、土佐町におきまして小水力発電所の建設工事を新規計上することが全体として増加した要因となっております。

なお、収入の600万円余りは、工業用水道事業会計への貸付金の償還金の受け入れです。

以下、項目ごとに説明をさせていただきます。

(1)の水力発電につきましては、ピンクの枠囲みの中ですけれども、南海トラフ地震対策に関連しまして、吉野ダム、杉田ダムのゲートなどの構造物の耐震性能を調査することにしておりますほか、平成28年度の債務負担行為として、永瀬発電所の取水口の耐震性能の調査に関する予算を計上しています。

次に、2ページをお願いします。

(3)の再生可能エネルギーの推進につきましては、ページの中ほど、ピンク色の枠囲みの中ですけれども、産振計画の柱の一つであります新エネルギーを産業振興に生かすに関連しまして、先ほど申し上げましたとおり、土佐町におきまして小水力発電所の建設工

事に着手することとしています。実施設計を行いました結果、総工事費18億3,200万円、そのうち平成27年度現年予算としましては3億4,300万円、その後平成30年までの債務負担行為として14億8,900万円をあわせて計上しています。

次に、工業用水道事業では、産業基盤の一つである工業用水を安定的に供給することを通じまして、県経済の発展に貢献すべく、鏡川と香南の2つの工業用水道事業を運営しています。

現在、鏡川工業用水では54社、そして香南工業用水では1社に供給を行っております。鏡川工業用水につきましては、昭和44年に給水を開始し、施設の老朽化対策とあわせまして耐震対策も必要となっており、その整備計画の策定に取り組んでおるところでございます。

表の左側、収益的予算の収入の見積額2億8,200万円余りで、前年度より6,600万円余り減少しています。また、支出の見積額2億7,600万円余りで、前年度より900万円余り減少しています。収入、支出とも前年度に比べて減少している主な要因は、電気事業と同様に、前年の新会計基準への移行に伴う措置が平成27年度は平年ベースに戻ったことによるものです。

結果、収入から支出を差し引きました当年度収支は600万円余りの黒字となる見込みです。

表の右側、資本的予算の収入の見積額250万円余りは、香南工水の機器の更新に対しまして一般会計から補助を受けるものです。支出の見積額7,200万円余りで、前年度より700万円余り増加をしています。これは主に鏡ダムにおきまして、知事部局と共有しております情報収集設備、警報設備などですが、これらの更新に伴います知事部局に対する負担金の計上によるものです。

続きまして、3ページをお願いいたします。

病院事業です。

左側の収益予算の収入138億8,900万円余り、前年度に比べ4億6,600万円余り増加しています。これは主にあき総合病院の入院患者数の増加による医業収益の増や長期前受け金の増による医業外収益の増を見込んでいます。

収益的予算の支出の見積額は147億5,800万円余りと、前年度に比べて46億6,400万円余り減少しています。これは表の欄外下に増減の主な要因として記載していますが、平成26年度に新しい会計基準への移行処理に伴いまして、退職給与引当金を一括して計上したことや、旧安芸病院の解体に伴う除却費といった一時的な多額な支出が前年度と比べ減少したためです。

結果、収入から支出を差し引きました収支は8億6,800万円余りの損失となっています。

次に、右側の表の資本的予算の支出の見積額34億3,500万円余りと、前年度に比べまして15億8,100万円余り増加しています。これは表の欄外下に増減の主な内容として記載していますが、幡多けんみん病院の電子カルテの更新に10億4,100万円余り、また南海トラフ地震対策として平成25年度に策定いたしましたBCPに基づき、必要となる設備の耐震補強工事などに4億8,600万円余りを計上したことによるものです。

次に、資料の中段から下のほうには各病院の取り組みを書いています。

経営健全化計画の重点項目の一つに掲げています医療機能の充実を図るため、先行してあき総合病院では病院機能評価の認定取得に取り組みます。これは第三者による病院の活動状況への評価を通じて、さらなる改善活動に取り組み、医療サービスの質の向上と安全で安心な医療の提供を図るものです。今後の診療報酬の改定で、入院基本料が最も高い7対1の看護基準の要件にこの第三者機能強化の認定が新たに追加される可能性がございます。このことにも備えるため認定取得に取り組むものです。幡多けんみん病院のほうも同様に、再来年度の認定取得を目指しております。

南海トラフ地震対策につきましては、幡多けんみん病院で災害発生時に事業継続のため必要とします電気室、空調、衛生機器など設備の耐震補強工事や、発災後7日間の医療救護体制を維持するために非常用発電機の増設を行いますほか、平成25年度の給与カットを財源といたしまして、大規模災害後の医療活動をサポートする災害棟、これは職員の仮眠とか休息室、備蓄倉庫を検討しておりますが、そうした建設などを両病院で計画しております。

当初予算の見積もり概要につきましては以上です。

次に、4ページをお願いします。

これは補正予算です。

病院事業会計で、あき総合病院の収益が大幅に改善しております、本年度の収益的資金収支の決算見込み、これが病院事業全体で6億2,800万円余り見込まれます。こうしたことから、一般会計から借入れを予定しておりました借入金4億400万円余り、これを全額減額いたしまして、さらに資金繰りに支障のない範囲で、これまでの一般会計からの借入金の中から3億円を一般会計に償還する補正予算をお願いするものであります。

次に、条例議案としましては、電気事業のほうで高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案を提案しています。これは小水力発電所として新たに土佐町に発電所を設置し、経営することとするよう必要な改正を行うものです。

予算議案、条例議案の詳細につきましては、引き続き担当課長から説明をさせていただきます。

◎川井委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈電気工水課〉

◎島中電気工水課長 電気工水課です。

当課からの提出議案ですが、平成27年度の電気事業と工業用水道事業の当初予算及び高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案となっています。

初めに、電気事業と工業用水道事業の平成27年度当初予算について御説明します。

資料No.①平成27年2月高知県議会定例会議案（当初予算）の46ページをお願いします。

第20号議案電気事業会計予算です。

永瀬、吉野、杉田の3カ所の水力発電所、野市、大豊、甫喜ヶ峰の3カ所の風力発電所の事業に係ります収入、支出など、電気事業の経営に係る事項を示しています。

第1条総則から第8条棚卸資産購入限度額までの全8条で、第2条業務の予定量では供給電力量を規定しています。水力発電所の供給電力量は1億6,769万キロワットアワー余り、風力発電所の供給電力量は381万キロワットアワー余りを見込んでいます。

第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど議案説明書で説明をさせていただきます。

なお、第4条資本的収入及び支出予算におきまして、支出額に対して収入額が不足する額は、記載のとおり、積立金などで補填する予定としています。

第5条債務負担行為ですが、永瀬発電所2号水車発電機のオーバーホールに要する経費を1億900万円余り、南海トラフ地震対策としまして、永瀬発電所の取水口建物の耐震性の調査に要する委託料を3,900万円余り、オーバーホールと同時に実施いたします永瀬発電所2号機の水車発電機回転式コイルほかの更新に要する経費を2億3,600万円余り、以上の3件が平成28年度末まで。次に、これまで準備を進めてまいりました土佐町におけます小水力発電所の建設工事です。発電所の名称候補を一般公募いたしました結果、記載しておりますように、水源のさと石原「北郷」発電所という名前が候補として選定されました。その建設工事に要します経費を平成30年度末までの債務負担行為としまして14億8,900万円。以上4件につきましてそれぞれ限度額を定めております。

第6条は流用できる経費としまして、営業費用と財務費用と営業外費用との間の流用を、また第7条は流用できない経費としまして、職員給与費と交際費とこれら以外の経費との間の流用禁止をそれぞれ規定しています。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を定めています。

続きまして、49ページをお願いします。

第21号議案工業用水道事業会計予算について御説明します。

鏡川工業用水道と香南工業用水道の事業に係ります収入、支出など、工業用水道事業の経営に関する事項を示しています。

第1条総則から第9条棚卸資産購入限度額までの全9条で、第2条業務の予定量は給水量などを規定しています。鏡川工業用水道は、高知市内のユーザー54社に年間947万立方

メートル余りを、香南工業用水道事業は、香南市内のユーザー1社に年間34万立方メートル余りを供給する予定としています。

第3条収益的収入及び支出と第4条資本的支出につきましては、後ほど議案説明書で説明をさせていただきます。

第4条資本的支出に対します収入不足額は、記載のとおり積立金などで補填する予定です。

第5条債務負担行為につきましては、鏡川漁協が行われます魚族放流事業に対する負担金900万円余りを平成30年度までの限度額として定めています。

第6条は、流用できる経費としまして営業費用と営業外費用との間の流用を、また第7条は、流用できない経費としまして職員給与費と交際費とこれら以外の経費との間の流用をそれぞれ規定しています。

第8条他会計からの補助金につきましては、香南工業用水道の取水井水位計を更新するために、一般会計から受ける補助金額を記載しています。

第9条は、棚卸資産の購入限度額を定めています。

続きまして、電気事業会計の第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出の主な項目について御説明します。

資料No.②の議案説明書をお願いします。

845ページをお願いします。

それでは、収益的収入及び支出ですが、水力発電、風力発電の経営活動に係る収支予算となっています。収入の総額は、第1款電気事業収益の予定額の欄に記載しておりますとおり、総額で15億4,000万円余りを予定しています。

内訳としまして、第1項営業収益は主に四国電力からの売電料金収入で、水力電力料が14億2,600万円余り、風力電力料が7,500万円余りとなっています。

第2項財務収益は、地方債や定期預金などの利息収入です。

第3項営業外収益は、附帯して経営しております有料駐車場の駐車場収益、児童手当の一部を一般会計から受け入れる他会計負担金、そして長期前受け金へ振りかえられた補助金等を減価償却に合わせて順次収益化する長期前受け金戻し入れです。

第4項特別利益のその他特別利益では、風力発電設備が落雷被害を受けた場合に支払われます災害共済金の受け入れを予定しています。

846ページをお願いします。

支出の総額ですが、第1款電気事業費用のとおり13億1,000万円余りを予定しています。

内訳としまして、第1項営業費用の水力発電費は、各発電施設の修繕費、特別修繕引当金繰入額や減価償却費などを計上しています。



また、848ページ中段までは、発電管理事務所、総合制御所に係る費用を計上しています。

内訳としましては、人件費、賞与引当金の繰り入れ、また漁業補償費、発電施設所在市町村への交付金、水利使用料、永瀬ダム管理費の分担金などとなっています。

847ページ中段の委託料ですが、南海トラフ地震対策としまして、吉野ダム・杉田ダム関連構造物耐震性能照査を委託により実施することとしています。

848ページの後半から849ページにかけては、一般管理費としまして本局におけます人件費、最後から2行目の雑費につきましては、物部川のダム周辺環境整備事業に対する交付金、水源の森整備事業補助金などの経費を計上しています。

風力発電費ですが、野市、大豊、甫喜ヶ峰の各発電施設の修繕費や市町村交付金、減価償却費などです。

850ページから851ページにかけては、第2項財務費用ですが、企業債に対する支払い利息です。

第3項営業外費用は、新エネルギー推進費としまして、出前授業やイベントなどの地域交流事業に係ります経費や駐車場の管理経費、消費税等です。

以上の収支によりまして、平成27年度は2億2,900万円余りの利益を見込んでいます。

続きまして、852ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。施設の建設改良など、資産の増減に係る収支を計上しています。

収入の総額は600万円余りで、工業用水道事業会計の建設改良工事の財源として貸し付けた資金の償還金の受け入れを予定しています。

853ページをお願いします。

支出の総額ですが、第1款資本的支出の予定額の欄に記載しておりますとおり、7億7,700万円余りを予定しています。

第1項建設改良費の内訳として、第1目水力発電設備は、各発電所の建物、機械装置などの建設や改良に要する費用です。主なものですが、永瀬ダムにおけます共有設備の更新に係る分担金、吉野発電所におけます直流電源装置の蓄電池の取りかえに係る費用です。

第3目水源のさと石原「北郷」発電所、仮称ですが、建設事業費は、予算議案の債務負担行為で御説明したとおり、土佐町におけます小水力発電所の建設工事の平成27年度現年度の予算を計上しています。

ここで、お配りしています資料で本発電所計画の概要を御説明させていただきたいと思っています。

お手元の委員会資料、平成27年2月定例会の赤ラベル、電気工水課のページをお願いします。A3横のカラー刷りの資料です。

水力発電所の完成後のイメージ図です。

この小水力発電所ですが、昭和53年度に完成した高知分水施設の瀬戸川導水路北郷谷注水口から地蔵寺川取水堰の間におけます河川の未利用落差を利用して発電する計画です。発電所の電気は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により売電する予定としています。

発電所の緒元ですが、中央の白抜きの文字で示していますが、1年間に約296万キロワットアワーの発電を行う予定としていまして、一般家庭の電力使用量にして820世帯分に相当いたします。

下に工事工程表を載せています。建設工事といたしまして、土木と建屋建築と発電設備の3つの建設工事を予定しています。また、一番下の配電線工事負担金ですが、四国電力が行います配電線工事の負担金を示したものです。工事完了及び営業運転開始予定時期は平成30年度末を見込んでいます。

発電所の名称ですが、地域の方に親しみを持っていただけるよう公募により決定することとして、昨年の10月中旬から約1カ月間で149件の応募をいただき、土佐町長を初めとする5名の選定委員による選考を経まして、水源のさと石原「北郷」発電所が名称候補に選定されております。

この名称候補に関連いたします条例の改正議案については、後ほど御説明させていただきます。

恐れ入ります。先ほどの資料No.②の当初予算議案説明書にお戻りいただきまして、853ページをお願いします。

一番下の地域振興費ですが、再生可能エネルギーの利活用を通じて、産業振興や地域活性化に取り組む市町村などを助成するための経費です。

続きまして、第2項企業債償還金は企業債の償還元金です。

第3項投資その他の資産には、電気事業会計資金を効率的に運用する目的で国債、地方債などを購入する費用を計上しています。

続きまして、工業用水道事業会計の第3条収益的収入及び支出、第4条資本的支出について御説明します。

少し飛びますが、880ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出の収入の総額ですが、第1款工業用水道事業収益の予定額の欄に記載しておりますとおり、2億8,200万円余りを予定しております。

主なものとしまして、第1項営業収益は、工業用水の給水収益など1億7,400万円余りで、このうち鏡川工業用水道が1億6,300万円余り、また香南工業用水道は1,000万円余りの料金収入を予定しています。

第2項営業外収益には、預金利息、駐車場収益、他会計負担金ほか、電気事業と同様、

長期前受け金戻し入れ1億200万円余りを計上しています。

881ページをお願いします。

支出の総額ですが、2億7,600万円余りを予定しています。

内訳としまして、第1項営業費用の給水費（鏡川工業用水道事業）ですが、総合制御所におけます人件費や修繕費、空気弁・制水弁点検の委託料、動力費など、給水施設の維持管理に要する経費を計上しています。

882ページをお願いします。

香南工業用水道事業の給水費です。総合制御所におけます人件費や修繕費、動力費など900万円余りを計上しています。

882ページの一番下から883ページにかけて、一般管理費には、本局におけます人件費に加えまして、雑費として鏡川工業用水道事業の事業拡大を図るための給水施設等への整備補助金などを計上しています。

884ページをお願いします。

2項営業外費用です。企業債などの支払い利息、駐車場事業の運営経費、消費税等1,000万円余りを計上しています。

以上の結果、収支としまして600万円余りの利益を見込んでいます。

続きまして、885ページをお願いします。

資本的収入について御説明します。

補助金です。香南工業用水道の下地第1・第2水源の取水井水位計を更新するため、250万円余りについて一般会計から支援を受けることとしています。

886ページをお願いします。

資本的支出について御説明します。

支出の第1項建設改良費ですが、鏡川工業用水道事業におけます有形固定資産の改良工事に係る費用、鏡ダム共用設備の更新に係る負担金、収入側で御説明しました香南工業用水道の取水井水位計の更新に係る経費を計上しています。

第2項企業債償還金は企業債の償還元金、また第3項借入金償還金は電気事業会計への償還金です。

平成27年度当初予算の説明については以上です。

続きまして、条例その他の議案について御説明させていただきます。

資料No.⑤の高知県議会定例会議案（条例その他）の79ページをお願いします。

第72号高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案です。

本条例ですが、地方公営企業法の規定により、公営企業局の各事業の経営の基本を定めているものです。先ほど予算議案の説明の中で申し上げた小水力発電所の名称を正式名称として使用するために、高知県公営企業の設置等に関する条例に「水源のさと石原」北

郷」発電所」を追記する改正を行おうとするものです。

施行日については、下2行、附則に記載しているとおおり、建設工事が完了し、営業運転の開始日が決定した際に規則で定めることとしています。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明させていただきます。

資料No.⑥の362ページをお願いします。議案説明書（条例その他）です。

高知県公営企業の設置等に関する条例抜粋の新旧対照表です。

第2条第2項の表中に「水源のさと石原「北郷」発電所」を追記する変更をします。追記する箇所は、水力発電所の最後の箇所となっています。

電気工水課の説明は以上です。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 風力発電ですけれど、3機の運転での出力の見込みが出ていましたよね。これは前年度比で出されたと思うのですが、落雷のアクシデントなんかも見ているわけですか。

◎畠中電気工水課長 各発電所とも運転開始からの平均をとりまして、いわゆる計画値としていますので、これまでの運転の中で落雷の被害も受けた数値となっていますので、結果として落雷の被害も見込んだ値となっています。

◎岡本委員 見込んでいるということですね。

保険も入っているという説明があったところですが、この保険、落雷で停止した場合、収益が減りますよね、そのときの収益の補填分なんかも保険で入るのですか。

◎畠中電気工水課長 収益の補償の保険も、民間の保険会社ではございますけれども、非常に掛金が高額になりますので、現在のところは、設備の補修のみの保険に加入しています。

◎岡本委員 今度の小水力発電について説明を前段で受けてきたところですが、採算をとるに45年かかるということで、長い間かかってしまうんですけど、500メートルぐらいの水路ですが、耐震化はそれなりに十分されているのでしょうか。

◎右城電気工水課企画監 実施設計のほうでしっかり今の基準に基づいて設計しておりますので、耐震性能は十分になります。

◎岡本委員 南海トラフの巨大な地震が起こっても大丈夫ですね。

◎右城電気工水課企画監 はい。

◎岡本委員 採算がとれるまでに潰れたら困りますので、そのことをちょっと心配していました。

◎川井委員長 他にございませんか。

(な し)

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

## 〈県立病院課〉

◎川井委員長 次に、県立病院課の説明を求めます。

◎伊藤県立病院課長 県立病院課でございます。

それでは、平成27年度の病院事業の当初予算議案につきまして御説明をさせていただきます。

お手元にお配りしている委員会資料の、青いインデックスで公営企業局、そこで赤のインデックスの県立病院課のところをお開きください。

まず、上のほうから順番ですが、業務の予定量です。ここに1日の平均患者数の見込み数を記載しています。まず、入院のほうですが、あき総合病院が225人と。括弧書きが昨年の見込み数です。プラス7人ほどとなっています。一方、幡多けんみん病院が238人、昨年から言いますと12人ほど少ない見込みとなっています。次に、外来につきましては、あき病院500人と、昨年と同じ人数、幡多けんみん病院が531人と、5人ほど少ないという形になっています。これは去年の上半期の実績を予定数にして見込み数を見込んでいます。この患者数を基礎とて、収益でありますとか費用の予算を積算しています。

それでは、その下に移りまして収益収入及び支出の予算です。右から3列目の病院事業合計という欄を上からごらんください。

まず、収益として102億4,200万円余りです。

内訳として、その下に入院収益が72億7,600万円余り。昨年の比較を右のほうの列に記載しています。一番右端に昨年度との比較です。昨年から言いますと6,000万円余り増という形になっています。次、外来収益ですが、27億700万円余りです。対前年度で3,400万円余りプラスという形です。その他営業収益、差額ベッドとか文書料とかいったものですが、2億5,800万円余りとなっています。合計102億4,200万円ということで、昨年から言いますと1億500万円余りの増という形となっています。増収を見込んでおります主な要因としては、主にはあき総合病院、昨年の4月にフルオープンいたしておりますが、昨年の10月から耳鼻咽喉科のドクターが1人着任をいたしまして、耳鼻咽喉科2名体制となった状況を踏まえて、患者数とか診療単価の増を見込んでいるところです。

次に、その1つ下の行の医業外収益が33億7,300万円余りです。その1つ下の行が一般会計からの繰入金として25億6,000万円余りとなっています。この一般会計からの繰入金については、へき地医療であるとか、小児、周産期医療あるいは結核、精神科病院の運営に要します経費など、主に政策医療について、地方公営企業法に基づきます一般会計からの繰入金です。また、1つ下の行のその他の医業外収益8億1,200万円余りですが、内容としては主に補助金を中心になっています。救急勤務医の手当とか、分娩手当など、健康政策部からの補助金、あるいは感染症に係ります医療施設の運営費補助など国庫補助、病院建物の目的外使用料ですとか、研修の実習謝金などが主なものとなっています。

その1行下の特別利益です。ここに2億7,400万円ほど計上しています。これについては、1つ左のところ、本庁分に300万円余りの費用がございしますが、これは旧中央病院で使用していた桜井町にあります医師公舎、今ここを解体するというので、土地の売却を進めていますが、建物は少し残っていますので、これを解体に充てる費用として企業債を300万円ほど見込んでいます。その2つ隣の左のところに幡多けんみん病院のところに2億7,100万円ほど計上していますが、これは現在進めております旧宿毛病院、ここも建物が残ったままとなっていて、これの解体費用に充てる企業債を2億7,100万円ほど計上しているところです。以上の収益の合計で138億8,900万円余りを見込んでいます。

次に、費用です。

その1行下です。医業費用として135億8,400万円余りを見込んでいます。対前年度と比較しますと1億7,900万円余りの減という形となっています。この医業費用のうち給与費、その下の行ですが、68億7,100万円余りとなっていて、前年度と比較しますと9,100万円余りの増となっています。1つ飛ばしまして、その下に材料費がございします。材料費24億2,400万円余り、薬品費とか、医療に伴います医療材料費、診療材料費などが主なものとなっています。またその1つ下、経費として28億7,000万円余りとなっています。内容としては、委託料とか報償費、光熱水費、病院の生活費的な費用となっています。その下が減価償却費で12億8,500万円余り、そのさらに下が資産減耗費5,900万円ほどです。資産減耗費とは、医療機器など古くなりましたものを廃棄するに伴いまして、帳簿上の残存価格を費用化するというものです。その下、研究研修費として7,200万円余りを計上しています。

次に、そのまた下でございしますが、医業外費用としまして4億2,200万円余りです。これは主に企業債の償還利息という内容となっています。1つ飛ばしまして、そこに長期前払消費税償却に8,200万円ほど計上していますが、これは固定資産の取得に係ります消費税を20年間で償却、費用化するというものです。

少し下へ下がっていただきまして、次に特別損失7億5,000万円ほど計上していますが、前年度と比較しますと44億6,100万円余りの大幅な減。先ほど局長の説明でも御説明しましたけれども、一昨年の予算では新会計基準への移行ということがございまして、退職給付金引当金の義務化ですとか、賞与引当金の予算計上が必要となりましたことから、それらが29億円ほどございました。それと、あき総合病院の開院に伴いまして、旧安芸病院を解体除却する費用としまして18億円ほどございまして、合わせて48億円ほどありました。それが単年度でありまして、それが今年度の予算ではすっかりなくなってしまったと。それが通常ベースの予算になったということで、その分44億円余り少なくなっています。その下にその他の特別損失として6億8,400万円余りございします。これは旧宿毛病院の解体工事費の2億8,800万円ありますが、これが3億9,200万円余りとなっています。

その下、予備費として100万円ほど計上しているところです。

以上、費用の合計として147億5,800万円余りです。前年度の費用と比較しますと46億6,600万円余りの減という形となっています。

次に、その1つ下の行、ただいま御説明をさせていただきました収益から費用を差し引きました当年度の損益ですが、三角の8億6,800万円余りの損失を見込んでいます。これも前年度の予算と比較しますと、51億3,200万円ほどの大きな減となっていますが、先ほど言いましたような新会計基準への移行というところの影響でございます。

次に、一番下の行です。収益資金過不足額の欄ですけど、これは今説明しました収益や費用の中で減価償却費などは現金の動きがないと、異動を伴わないものでして、そういった現金の支出、収入を伴わないものを現金ベースで見たときの金額を示しています。これによりまして1億3,500万円ほど資金余裕としてあるというような状況となっています。

次に、2ページをお願いします。

これは資本的予算のほうになってございます。これ左から3列目の平成27年度当初予算額という欄を上の方からごらんいただきたいと思います。

まず最初の企業債は15億7,100万円ほどございますが、後ほどまた説明させていただきますけれども、幡多けんみん病院の改良事業でありますとか、病院の医療機器の整備に企業債を充当するものです。

その下、2番の借入金につきましては、一般会計からの長期借入金ということで、企業債の元金償還金の2分の1相当額を借り入れするものです。

その下、3の負担金につきましては、地方公営企業法に基づきまして、一般会計からの負担金ということです。企業債の元金償還金の2分の1相当額の負担をいただく形です。

4番の補助金につきましては、これ平成元年以前の企業債の償還元金につきまして一般会計から補助金をいただいております。

以上、資本の収入としまして、合計で33億3,000万円余りを見込んでいます。

次に、支出のほうです。

資本的予算の支出につきましては、建設改良費と、下のほうにあります企業債償還費用等の償還金と、大きな2本立てとなっています。

まず、上の建設改良費ですが、これは病院施設の整備でありますとか医療機器の購入などに充てる費用ということです。まず、その中でも1番の建設費につきましては、先ほど冒頭でも局長のほうから申しましたが、来年度両病院に災害時でも職員が継続して医療活動に従事できますように、仮眠ができたり休憩ができる建物となる災害棟の建設を予定しております。その建設のための工事費としまして、あき総合病院に5,300万円余り、幡多けんみん病院で6,600万円余りを計上しています。これ財源としまして、過年度分の損益勘定留保資金、これ平成25年度に給与カットを行いまして、その財源を全額充てるように

しております。

次、2番の改良費ですが、これは主に幡多けんみん病院のほうでBCP、事業継続計画を策定しておりますけれども、その対策のための費用でありますとか、医療機器の整備のための費用として16億2,100万円余りを計上しております。内容につきましては、次の3ページのほうで御説明をさせていただきます。

次に、ずっと下におりにていただきまして、大きな2番の企業債等償還金としまして17億300万円余りでございますが、これは病院事業債の元金の償還に要する費用という形になっています。

以上、資本的予算の支出の合計につきましては34億3,500万円余りとなっています。

それでは、3ページのほうをお願いします。

先ほど申し上げました建設改良費の主要な項目をここにまとめております。

まず、上のほう、あき総合病院のほうからですが、総額で1億1,300万円余りとなっております。黒ポツの1つ目、整備事業です。これにつきましては、先ほど言いました災害棟の建築と設計に係る費用としまして、合計で5,300万円余りを計上しています。それと、黒ポツの2つ目、改良事業ですが、これはつり天井に係る耐震調査200万円ほど。少し、去年4月から耐震基準が見直しがあつて、つり天井に係るところの調査を行うという形です。それと、黒ポツの3つ目、医療機器等の整備事業ですが、医療に係ります医療機器の備品等の整備としまして5,700万円ほど計上しています。

次に、幡多けんみん病院のほうですけれども、総額で16億1,200万円ほどとなっております。黒ポツの1つ目、整備事業としましては、あき総合病院と同様に、災害棟の建築と設計、それに5,600万円余り。黒ポツの2つ目、改良事業として、大規模災害時等のBCP、事業継続計画に沿いました活動が継続できますよう、電気設備工事とか空調機器など設備関連の耐震補強のための工事設計に3億7,900万円ほど計上しています。それと、黒ポツの3つ目、医療機器、備品等の整備に11億7,600万円余りを計上しております。大きなところでは、この1つ下にありますが、医療情報システム、電子カルテシステムでございますが、10億円を超える予算を計上しているところです。なお、緊急対応としまして500万円を計上しています。

次に、4ページが債務負担行為となっています。2件ほどございますが、両病院ともに医療費の個人分の未収金の回収業務を委託するための債務負担行為をお願いするものです。この2件につきましては、現在も委託をしております、その委託の期間が来年度末で終了するというので、それに伴いますものです。業務の開始の時期につきましては、いずれも平成28年度からとなるものですが、その1つ手前の年にプロポーザルを行いまして契約の相手方を選定して、28年度の当初から継続して回収業務が行えますように今回債務負担行為をお願いするものです。



最後、5番としてその他です。議案に記載されております項目でございますけれども、一時借入金限度額につきましては、前年度と同額ですが、30億円と。イとしまして、一般会計からの補助金は、収益、資本合計で1億5,000万円余り、ウとしまして、材料費等の棚卸資産の購入限度額につきましては25億700万円余りとしています。

以上が平成27年度当初予算案の説明です。

続きまして、補正予算のほうを御説明させていただきます。

5ページをお願いします。

本年度の補正予算案です。資本的予算の収入及び支出につきまして補正をお願いしています。御案内のように、昨年4月にあき病院が新しくフルオープンしまして、入院患者も順調にふえています。運営状況もおおむね軌道に乗ってきておる状況でして、収益も大幅に改善をしてきておるという状況です。今年度の決算見込みで申しますと、キャッシュフロー、収益的資金収支、現金のところですが、平成17年度以来9年ぶりに黒字を達成できる見込みとなりました。こうしたことから、借入金の利子負担の軽減を図るために、今年度予定しておりました一般会計からの借入金を取りやめることとして、また既に借り入れております借入金の一部ももう償還をしようとするものでございます。そのため、収入予算の借入金の4億円余りを計上しておりましたが、それを減額して、支出予算として企業債等の償還金に3億円を計上しようとするものです。

以上で病院事業に係ります予算議案の説明を終わらせていただきます。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎田村委員 あき総合病院のほうは、精神病院と2つ統合して、患者さんが入院、外来ともそのままに数字はなっていますけれども、統合へというのは、やっぱり一緒になるということによってふえるんですかね。

◎伊藤県立病院課長 芸陽病院のほうは精神科の病棟ということでしたので、多少一緒になったことによってふえることはありますが、特に影響がすごくあったとかという状況に今のところなっておりません。

◎田村委員 前は、高知にもなかったもので、安芸へ行っておったが、医療センターが高知にできたんで、ここがぐっと精神のほうが減るんじゃないか、そんな心配をしておったんですが、それはもうそのままとどめておいていい。

◎伊藤県立病院課長 医療センターのほうも先生方がいらっしゃらないということで、閉じておったということがあって、少しその影響でふえておったという状況はあります。

◎田村委員 それから、災害の住宅ですよ、これは医師のほうは一緒じゃなくて、医師住宅は別ですよ。

◎伊藤県立病院課長 先生方の住宅、医師公舎については別途にあります。今回の災害棟というのは、通常業務をしておって、災害時はもう24時間ずっと仕事が連続しますの

で、そういったときに少し仮眠がとれたり、ふだん使いとしても休憩のできるようなものを考えています。

◎岡本委員 医業収益の中で外来ですよ、入院では収益がふえるという御説明いただいたところですけども、外来患者が減っているにもかかわらず、収入見込みがふえているのですよね。これはどういう根拠でやられているのか教えてください。

◎伊藤県立病院課長 外来は、患者さんの状況にもよりますが、診療科によって診療単価が高いところと低いところがありますので、一概に患者さんが減ったから連動して減るという状況じゃない。患者さんの受ける診療科目によって、診療単価が高いところに患者さんが来れば、患者さんが減っても収入はふえるという形になります。

◎岡本委員 大体その説明はわかるのですが、そこまで細かく収益というのは、どういう患者さんが来るということを出しているという判断でよろしいんですか。

◎伊藤県立病院課長 各診療科ごとに患者数を見込みまして、その積み上げを行っております。今回のように、あき総合病院のほうは途中で耳鼻咽喉科の先生がふえましたので、そうした分をプラスして、診療科ごとに細かく積み上げております。

◎岡本委員 債務負担行為で未収金の回収業務の委託料というのがありますね。プロポーザルで業者を選定するということですけど、どんな業者が選ばれるのか心配ながですけど、寝ている人の布団引剥がすような業者になるのじゃないかとか。そのあたりを教えてくださいませんか。

◎伊藤県立病院課長 今現在は、司法書士法人というところに委託をしています。それまではいろいろ弁護士の事務所といったところもありましたけれども、司法書士、割合こういう債権関係を扱っているところの業者、そういう法人にお願いする形になろうかと思えます。

◎岡本委員 じゃあ、経済的に大変なところに対しては、きちっと配慮がされるということもプロポーザルの中に入っているわけですね。

◎伊藤県立病院課長 当然そこは入っております。むやみやたらに引剥がすということはございません。

◎西内（健）委員 公立病院は黒字が目的ではないのはよくわかっていますが、一般に民間病院やと、医業収益に対して人件費とかが5割前後が妥当な線やないかと思われるがですね。どう見ても労働分配率が7割ぐらいあるというのは、何が原因なのかというのをどのように考えているか教えてください。

◎伊藤県立病院課長 人件費比率でいいますと、今幡多けんみん病院が50%台の後半、60%をちょっと切るぐらいです。あき総合病院が少し高くて70%をちょっと超えるぐらいです。なぜあきが高いかといいますと、やはり精神科の病棟を抱えていますので、精神科というのは、先ほど言いましたように、診療単価としては非常に低い形です。ですので、

精神科を抱えているところは相対的に医業収益と人件費の比率でいけば高くなるという状況ですので。一般的に60%を切るぐらいの人件費比率が通常黒字になる範囲とっています。

◎西内（健）委員 そこは公立病院ですので、やむを得んというか、本当にいろんなところで勘案せないかんところがあるでしょうから。ただ、努力もしていかと、ここが埋まってこないと思いますので、その辺もぜひよい方向に。

◎川井委員長 他にございませんか。

（な し）

◎川井委員長 以上をもちまして、質疑を終わります。

以上で公営企業局の議案を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、以後の日程については明日行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なし）

◎川井委員長 それでは、以後の日程については明日の午前10時から行いますので、よろしくお願ひします。

本日の委員会はこれで終了します。

（16時7分閉会）